

田尻町一貫教育施設整備
基本構想

資料編

令和5年10月

田尻町

1. 施設計画	
(1) 施設計画の基本的な考え方	
① 配置・建築計画の考え方	1
② 構造計画の考え方	1
③ 設備計画の考え方	2
④ 学校施設整備に関する法令等	2
(2) 配置計画の考え方	
① 敷地特性	3
② 建替え想定案の検討	3~10
各案概要表	4
工事工程表	5
①案（既存校舎を古い順に建替える案）	6
②案（仮設不要建替え案）	7
③案（既存施設利用案）	8
④案（1棟全面建替え案）	9
日影影響範囲の検討	10
2. 上位計画（文部科学省）	
(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設	11~13
(2) 学校施設整備指針の改訂	14~15
(3) 地域参加による学校づくり	16
3. 一貫教育校等参考事例	
(1) 一貫教育校	17~21
(2) 地域連携校	22~24
(3) 「教室+ α スペース」	25~30
(4) 「図書室・多目的ホール他」	31~36

1. 施設計画

(1) 施設計画の基本的な考え方

①配置・建築計画の考え方

◇配置計画

- ・各施設部分の必要とされる機能を十分に分析し、建物部分と屋外部分とが相互に均衡のとれた利用計画のもとに各施設部分を配置する。
- ・将来の各施設部分の施設機能、施設需要等の変動に応じ、各施設部分の配置を変更することも可能な柔軟な計画とする。
- ・子どもたちが潤いを感じ、また必要に応じ学習や生活に弾力的に利用することができるよう、教室の前庭や教室と連続したテラス等のゆとりの空間を各施設まわりに確保する。
- ・運動場や広場等を計画するにあたっては、様々な年齢・学年の子どもたちが安心して運動や遊びができるように配慮する。

◇建築計画

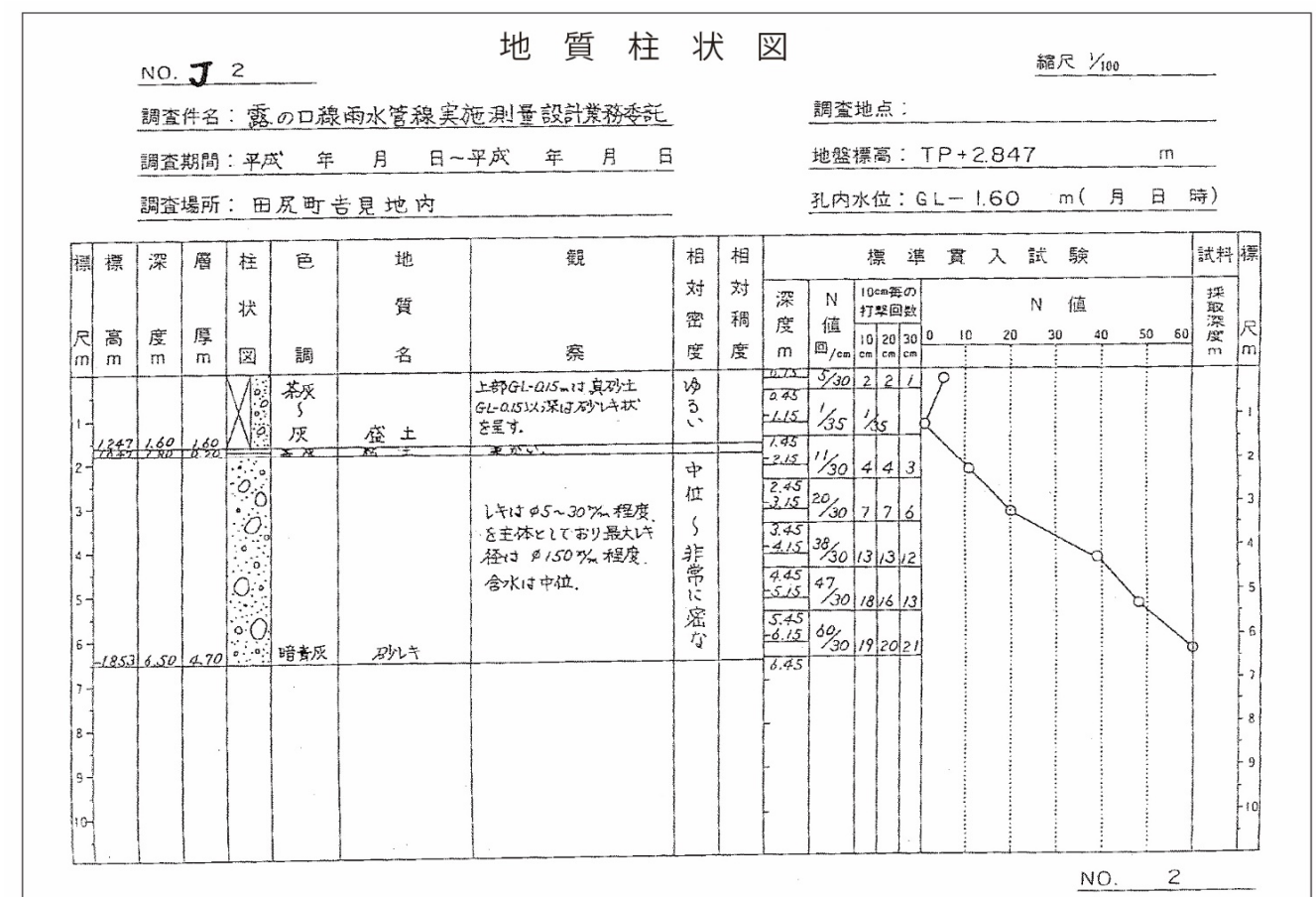
- ・各施設部分について、それぞれの必要とされる機能、利用形態に応じ、適切な日照・通風その他の自然環境を確保できるよう配置する。
- ・日常の通行においてはもちろん、災害時の避難においても子どもたちが安全な移動経路を設定する。
- ・訪問者の利便性に配慮しつつ、子どもたち及び訪問者の動線、学校開放時の利用者の動線、自転車・自動車等の車両動線を合理的に設定する。
- ・施設全体の意匠、周辺の景観との調和に配慮し、景観や町並みの形成に貢献する。
- ・防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設の配置を計画する。
- ・校舎は外部騒音の影響を可能な限り避けることができるよう配置する。
- ・屋内運動施設は、学習関係諸室からの動線を考慮し、子どもたちの円滑な利用を図る。
- ・屋外運動施設への日照に支障を生じることのないような相互の位置関係に配慮する。
- ・周辺住宅との間で、日照やプライバシー、音等における相互の影響に配慮する。
- ・校舎のゾーニングに当たっては年齢・学年段階の区切りによる生活時間の違いにより、教育・保育活動に支障が生じないように配慮する。

②構造計画の考え方

- ・子どもたちが学習・生活の場として1日の大半を過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に地域住民が利用することも考慮し、十分な安全性を確保する。
- ・大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して計画する。
- ・天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損の防止に十分配慮する。
- ・将来の施設機能の変化に対応するため、必要となる空間・設備等の改造に対し、構造上十分な余裕を確保する。
- ・気候的条件や経年に対する十分な耐用性を確保できるよう計画する。

◇敷地の地質調査データ

- ・地質調査データの参考として、敷地中央付近の過去のボーリング柱状図を添付する。
- ・このデータを参考に基本設計時に施設配置が決定次第詳細な地質調査を実施する。



③設備計画の考え方

◇設備計画

- ・多様な学習及び生活の諸活動において、子どもたちの安全・健康に支障を生じることのないよう十分な防災性・防犯性など安全性を考慮する。
- ・安定した確実な性能の機器を選定しシステムを計画する。
- ・将来の学習内容・学習形態の変化や情報通信機器の進展、地域住民の学習活動での利用の増加に伴う機能の変化に柔軟に対応できるよう、十分な弾力性を確保する。
- ・災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう計画する。
- ・自然環境を最大限活用しつつ、光・空気・熱・音等の環境条件を良好な状態に維持する。
- ・構造体や内部区画及び仕上の形式に関わらず設備機器の更新・増設に柔軟に対応できるよう計画するとともに、維持管理の方法も十分検討する。
- ・設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用を総合的に考慮する。

◇環境配慮事項

- ・脱炭素社会の実現に向けて、施設のライフサイクルコストを通じた環境負荷の低減や、自然との共生を考慮した計画を行う。
- ・施設自体が環境学習の教材として活用され、また自然と触れ合う機会が増えるよう計画する。
- ・学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図ると共に、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図る。
- ・太陽光や太陽熱、風力、地中熱利用、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境学習での活用や地域の先導的役割を果たすという観点から検討する。
- ・学校生活を通して日常的に、省エネルギーやごみのリサイクルの推進など、環境問題に対する主体的な取組みが促されるように配慮する。

④学校施設整備に関する法令等

本施設の整備にあたり、関係法令等を以下に示す。また、事業内容の詳細が確定するに従い、下記以外の法令等の対応が必要となる可能性があるため基本計画以降の段階で、その都度確認の上設計を深化させる必要である。

◇関係法令一覧

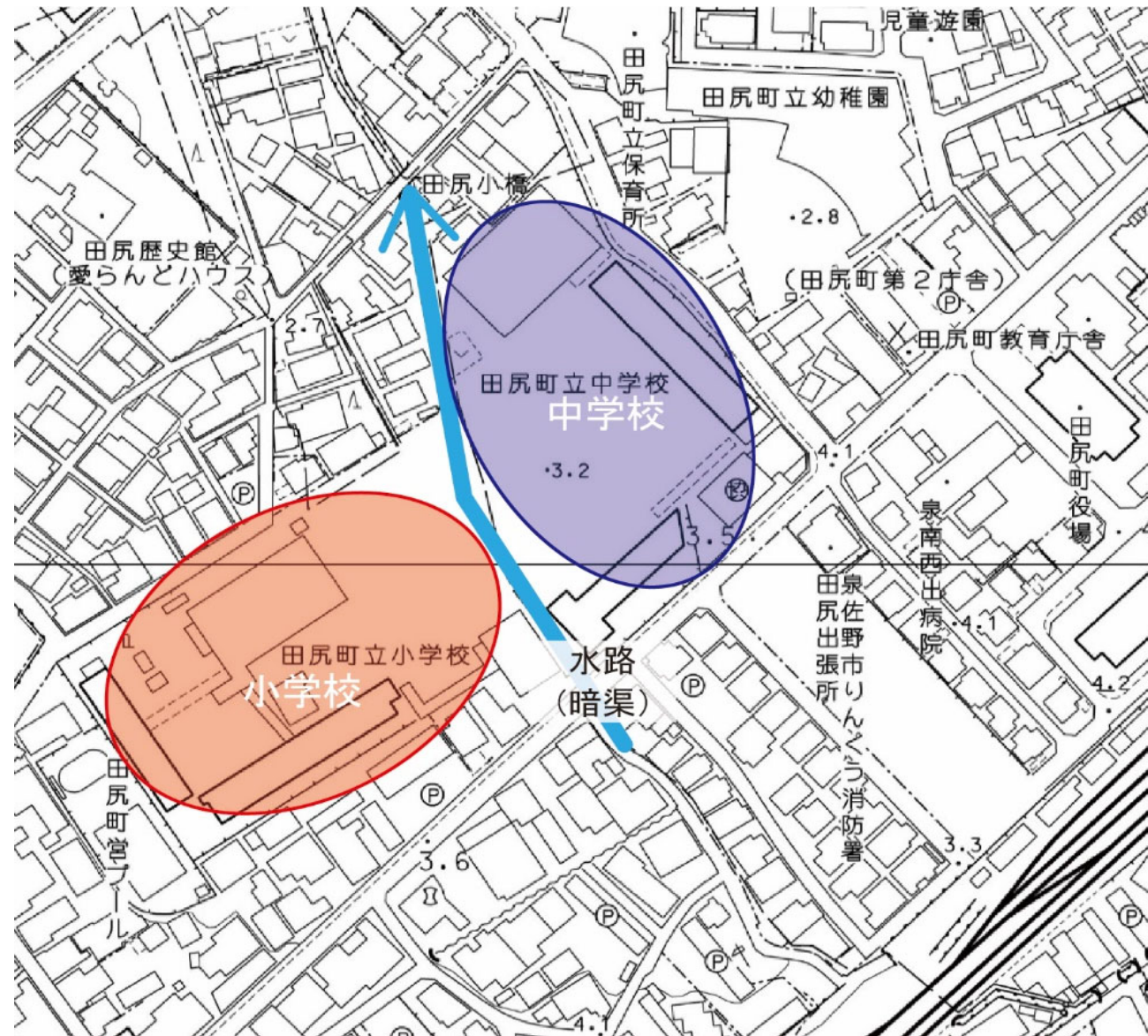
- ・建築基準法（建築物の敷地・構造・設備・用途に関する最低の基準を定めた法律）
- ・都市計画法（都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、都市計画に必要な事項を定める法律）
- ・消防法（火災を予防し、災害時の被害を軽減するため、防災上必要な規制を定める法律）
- ・建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物の省エネルギーについて定める法律）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策の推進するための枠組を定める法律）
- ・土壤汚染対策法（土壤汚染の現状把握を行い、健康被害を防止するための措置を進める法律）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（高齢者、障害者等の移動上及び施設利用上の利便性・安全性の向上の促進を図り、公共の福祉に資することを目的とした法律）
- ・学校教育法（学校教育の基本理念を踏まえ、学校教育制度・内容の基本を具体的に定める法律）
- ・学校保健安全法（学校における児童・生徒等及び職員の健康の保持増進を図るための法律）
- ・学校図書館法（学校図書館の設置及び運営について規定している法律）
- ・学校給食法（学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とした法律）
- ・その他大阪府条例等関係法令

1. 施設計画

(2) 配置計画の考え方

① 敷地特性

- ・計画敷地は吉見ノ里駅からもほど近い町の中心にあり、周囲には町役場、教育センター、歴史館などの公共施設の他、銀行や診療所、戸建住宅が立ち並ぶ良好な住宅地になっている。
- ・敷地形状はL型で、中央を貫通する水路（暗渠）によって東の中学校エリアと西の小学校エリアに2分されているが、境界のフェンスなどはなく、一体的に利用されている。
- ・より良い教育環境を整備するため、計画敷地周辺の土地の取得を進めている。敷地の効果的な活用に向け、引き続き検討が必要。

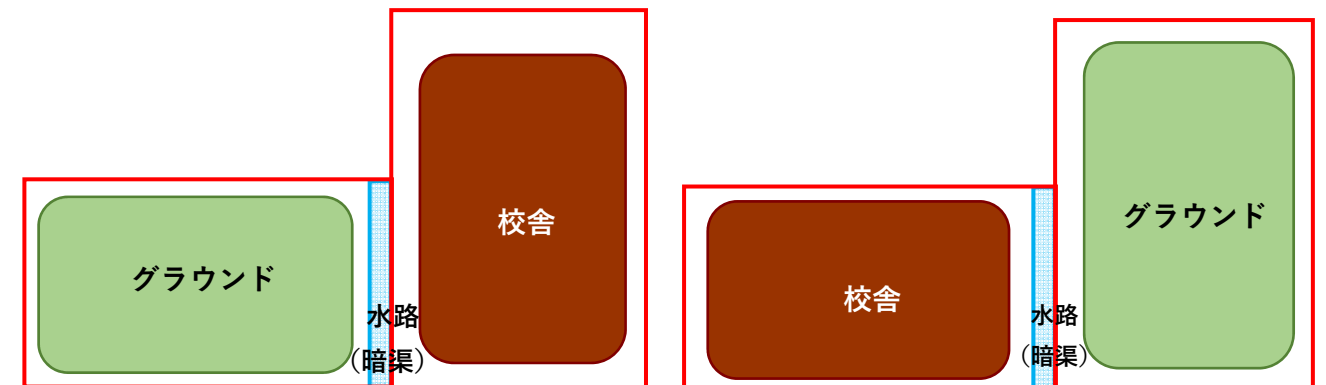


② 建替え想定案の検討

- ・校舎の建替えにあたっては、施設整備の基本的な考え方に基づき、施設整備ができるかどうか課題整理や議論ができるよう、基本構想段階において一定条件のもと下記の4案について検討する。

- ①案・・・現状の一体性を活かした既存校舎を古い順に建替える方法
- ②案・・・仮設校舎を設けないで部分的に少しずつ建替える方法
- ③案・・・築年数の比較的浅い小学校の「管理棟・体育館」を残しながら建替える方法
- ④案・・・全面的に建替える方法

- ・視点を改めて検討を行うことで、たじり一貫教育の理念の達成だけでなく、死角などの安全面、建物の隙間空間、建設中の学習環境など、多くの気づきが得られた。
- ・校舎の建替え案については、引き続き、学習環境、工事期間、既存施設の利活用、周辺環境など、さまざまな視点からの検討が必要。
- ・①～④の建替え想定案については、こども園を建替え想定条件から除いているが、「たじり一貫教育」の理念をふまえ、こども園と小中学校の施設一体化について検討が必要。
- ・プールについては、学校授業だけでなく、生涯スポーツや防災といった多角的視点からも機能や施設の在り方について検討が必要。
- ・仮に全面建替えをする場合、敷地特性に合わせた合理的な手法は、小学校側・中学校側のどちらかに校舎を集約させる案が効率的・効果的と考える。



模式図（校舎とグラウンドの関係）

建替え想定案は、施設整備の基本的な考え方にに基づき施設整備ができるかどうか課題整理や議論ができるよう、基本構想段階において、以下の条件を仮に設定し数案イメージしたものである。（決定したものではない）

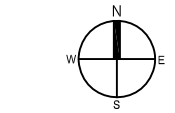
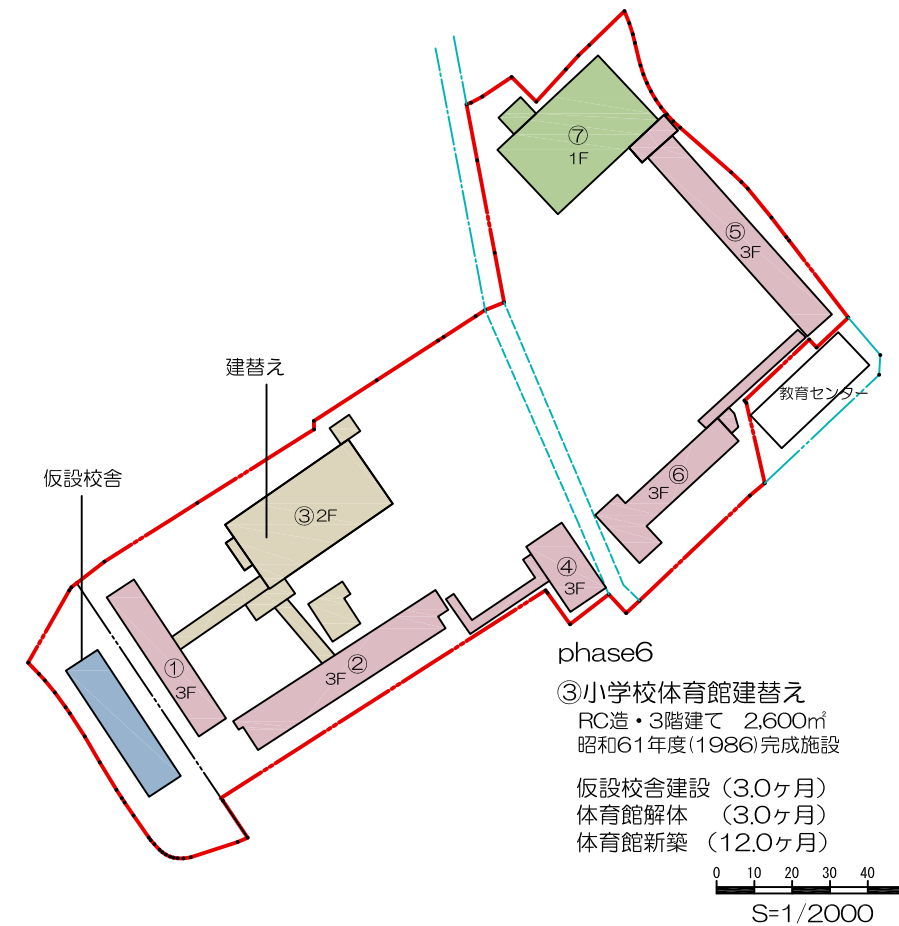
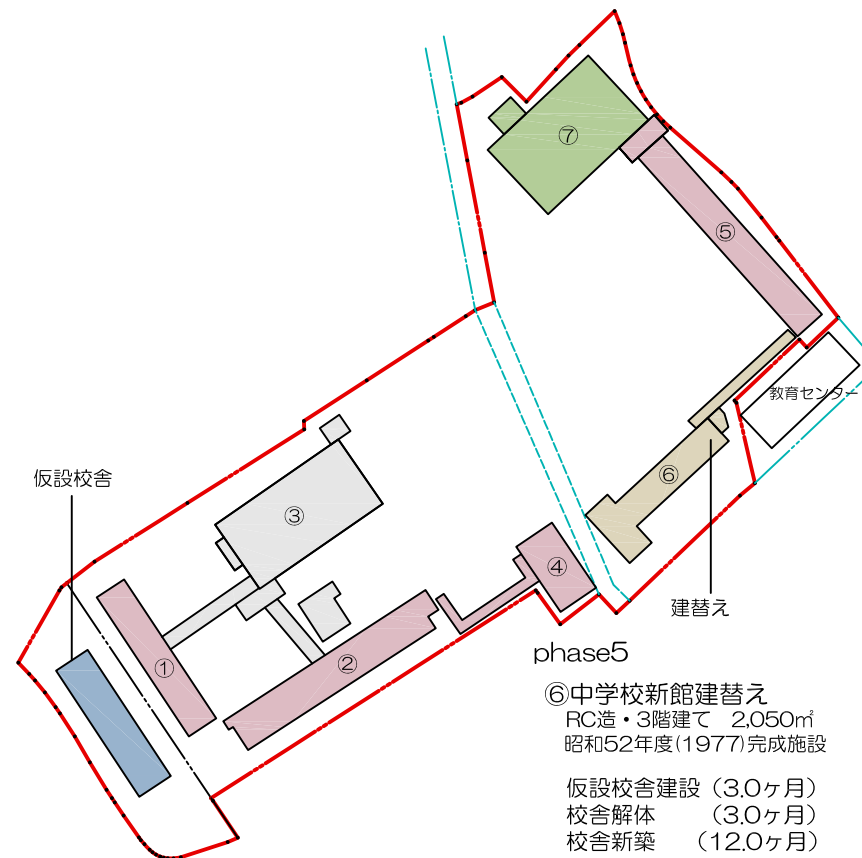
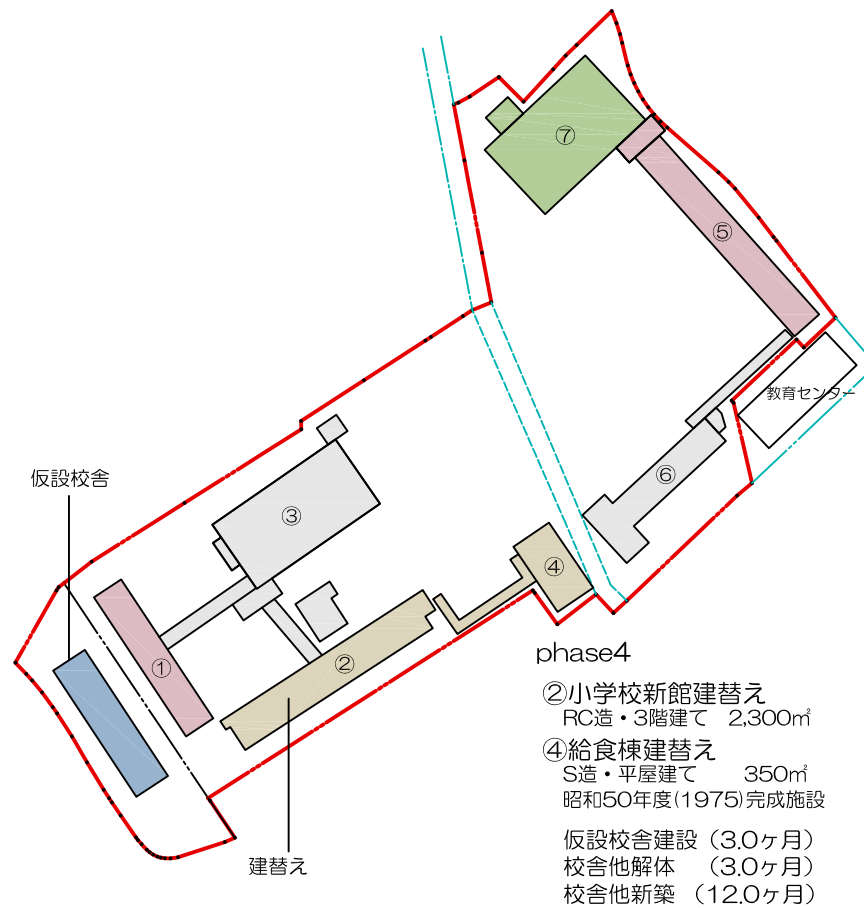
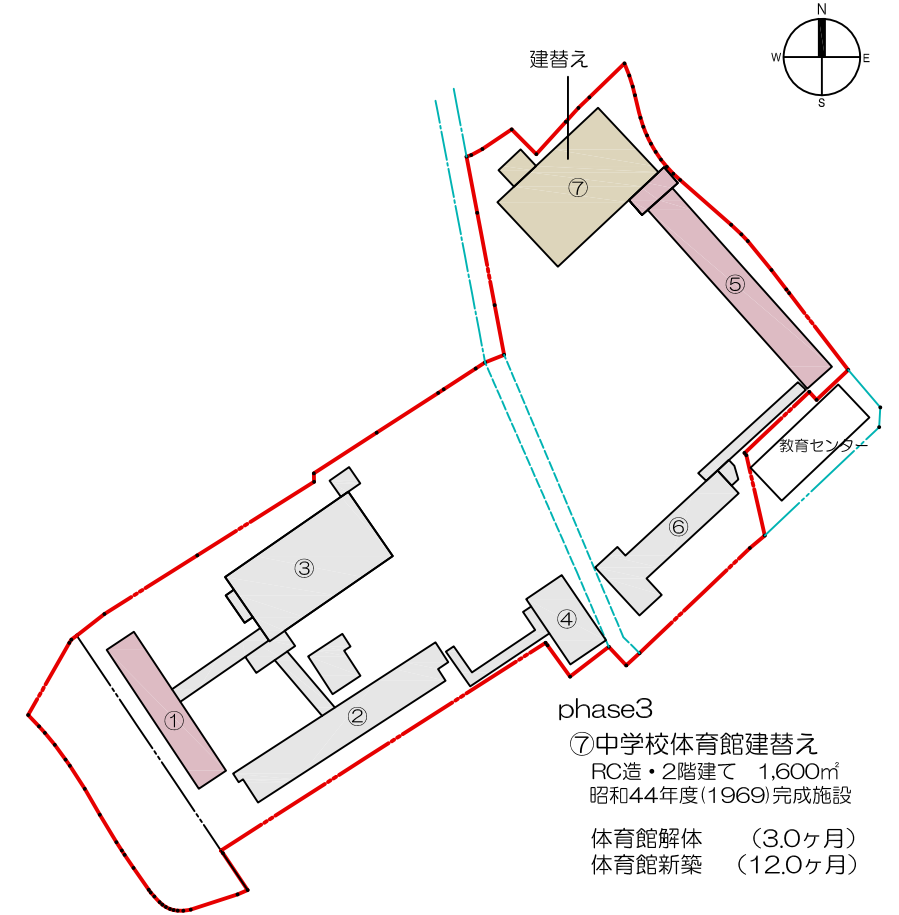
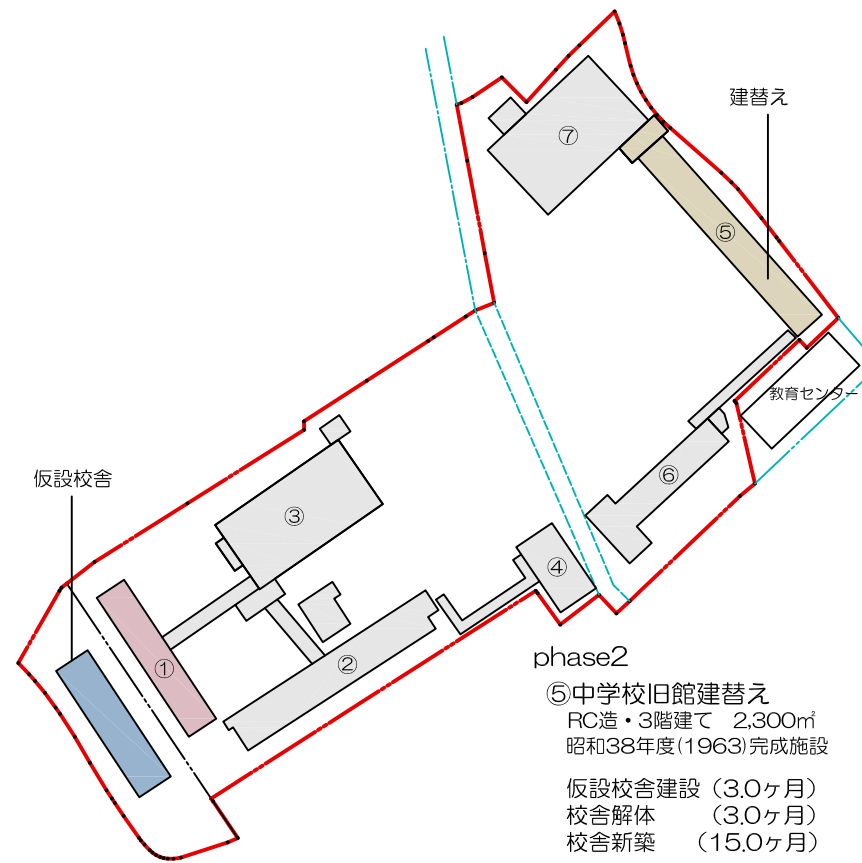
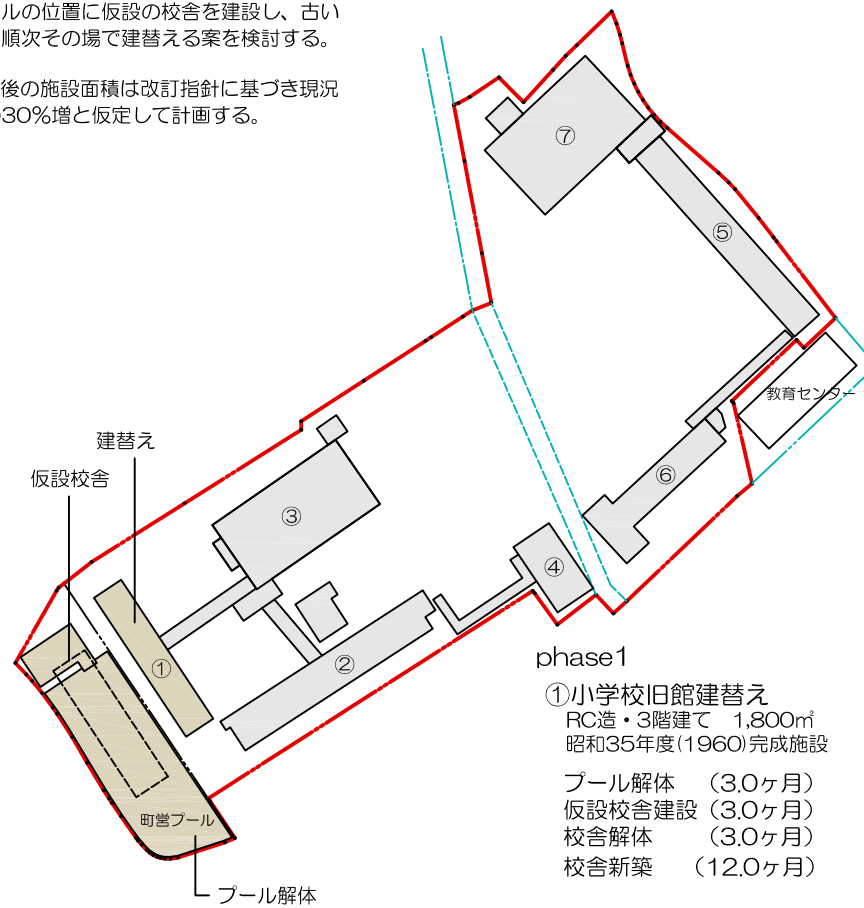
※条件：①グラウンドの面積は、現状以上の広さとなるようにする。 ②プールは撤去し、その跡地を計画地として使用する。 ③プールは、学校用プールとして屋上設置とする。（条件①を満たすため、プールの平面設置案は除く） ④こども園は建替え想定から除く。

	①案：既存校舎を古い順に建替える案	②案：仮設不要建替え案	③案：既存施設利用案	④案：1棟全面建替え案
配置特徴	現況の校舎配置（プール敷地外設置） 給食室現況建替え／学童保育既存利用 仮設校舎を利用した建替え（プール跡地内）	小学校敷地に校舎配置（プール屋上設置） 給食室・学童保育合築 仮設校舎を利用しない建替え	小学校敷地に校舎配置（プール屋上設置） 給食室・学童保育合築／体育館棟既存利用 仮設校舎を利用した建替え（敷地内）	小学校敷地に校舎配置（プール屋上設置）※中学校敷地でも可 給食室・学童保育合築 仮設校舎を利用した建替え（敷地外）
校舎規模	3階建て、小アリーナは管理棟上部に積み上げ配置 延床面積：13,000㎡※ ※延床面積は現況10,000㎡を改訂指針に基づき30%増で計画	5階建て、大小アリーナ積み上げ配置 延床面積：18,500㎡	6階建て、小アリーナは既存改修利用 延床面積：15,500㎡（既存体育館棟：2,000㎡）	5階建て、大小アリーナ積み上げ配置 延床面積：15,500㎡
施設階構成	3階：校舎 2階：校舎、小アリーナ 1階：校舎、給食、大アリーナ	5階：プール、大アリーナ吹抜 4階：校舎、大アリーナ吹抜 3階：校舎、大アリーナ 2階：校舎、小アリーナ吹抜 1階：校舎、給食、学童、小アリーナ	6階：プール 5階：校舎 4階：校舎、大アリーナ吹抜 3階：校舎、大アリーナ吹抜 2階：校舎、大アリーナ ※既存：小アリーナ 1階：校舎、給食、学童 ※既存：校舎	5階：プール、大アリーナ吹抜 4階：校舎、大アリーナ吹抜 3階：校舎、大アリーナ 2階：校舎、小アリーナ吹抜 1階：校舎、給食、学童、小アリーナ
施設計画 一貫教育への対応 平面計画の自由度、安全面	施設が分棟形式となり、たじりー貫教育で理念に掲げる自然交流がうまれにくい 施設内における死角が多く安全面で配慮が必要となる 仮設校舎（プール跡地）と管理棟との距離が生じる 敷地の活用は現況と変わらない	施設が分棟形式となり、たじりー貫教育で理念に掲げる自然交流がうまれにくい 施設内における死角が多く安全面で配慮が必要となる 建替ステップが複雑で平面計画の自由度が低い 分棟配置なので建物の隙間空間が生じる	施設が分棟形式となり、たじりー貫教育で理念に掲げる自然交流がうまれにくい 施設内における死角が多く安全面で配慮が必要となる 既存施設の制約により平面計画の自由度が低い 分棟配置なので建物の隙間空間が生じる	施設一体型となり、たじりー貫教育で理念に掲げる自然交流がうまれやすい 施設内における死角が少ない 設計上の制約がなく平面計画の自由度が高い 1棟による一括工事となるので敷地の有効利用が可能となる
教室環境 教室の向き、景観 移動距離、体育館の地域利用	教室配置は現況と変わらない 運動場利用制限期間が長期間となる 分散配置の為、水平移動の距離は長くなる 体育館の地域利用は現況と変わらない	5階建て校舎が近隣住宅に近接することとなる 学習の場と工事現場が近接する 校舎が分散されるので平面的な移動が長くなる 体育館が道路から離れ地域利用の際に防犯等配慮が必要となる	6階建て校舎が近隣住宅に近接することとなる 学習の場と工事現場が近接する 校舎が分散されるので平面的な移動が長くなる 体育館の地域利用は現況と変わらない	5階建て校舎が近隣住宅に近接することとなる 仮設校舎から運動場利用時に道路横断が必要となる 平面的にコンパクトなので移動距離が短い 体育館の地域利用は現況と変わらない
建設計画 仮設校舎と既存利用 工事中ステップ	①町営プール解体 (3.0ヶ月) ②仮設校舎建設 (3.0ヶ月) ③小学校旧館解体・新築 (15.0ヶ月) ④仮設建設・中学校旧館解体・新築 (21.0ヶ月) ⑤中学校体育館解体・新築 (15.0ヶ月) ⑥仮設建設・小学校新館及び給食棟解体・新築 (18.0ヶ月) ⑦仮設建設・中学校新館解体・新築 (18.0ヶ月) ⑧仮設建設・小学校体育館解体・新築 (18.0ヶ月) ※解体は既存施設の老朽化の度合いで着手を判断→連続しない	①町営プール解体 (3.0ヶ月) ②新校舎1号棟建設 (12.0ヶ月) ③小学校校舎（一部）・体育館解体 (3.0ヶ月) ④新校舎2号棟建設 (12.0ヶ月) ⑤小学校校舎・給食室解体 (2.0ヶ月) ⑥新校舎3号棟・体育館・屋上プール建設 (18.0ヶ月) ⑦新校舎1号棟・2号棟の改修 (3.0ヶ月) ⑧中学校校舎・体育館解体 (3.0ヶ月) ⑨グラウンド整備 (2.0ヶ月)	①小学校仮設校舎建設（敷地内） (5.0ヶ月) ②小学校校舎・町営プール解体 (5.0ヶ月) ③新校舎・体育館・屋上プール建設 (24.0ヶ月) ④小学校既存体育館棟の改修 (6.0ヶ月) ⑤中学校校舎・体育館・給食室・仮設校舎解体 (5.0ヶ月) ⑥グラウンド整備 (2.0ヶ月)	①小学校仮設校舎建設（敷地外） (4.0ヶ月) ②小学校校舎・体育館・町営プール解体 (5.0ヶ月) ③新校舎・体育館・屋上プール建設 (21.0ヶ月) ④中学校校舎・体育館・給食室・仮設校舎解体 (5.0ヶ月) ⑤グラウンド整備 (3.0ヶ月)
工事期間 仮設利用期間 全体工程 工事中の学習環境	工期：約10年（連続して事業を行うとは限らない） ※仮設校舎は建替え事業を行うごとに建設と撤去を繰り返す 既存施設数（6棟）解体と新築が必要（都度設計・工事発注） 解体・新築を繰り返すので学習環境へ影響が長期化	工期：約5年 ※仮設校舎使用期間：無し 全工程中：解体4回、新築3回、改修1回 仮設校舎を使用しないので校舎環境は良いが工事回数が多い	工期：約4年 ※仮設校舎使用期間：約3年 全工程中：解体2回、新築1回、改修1回 仮設校舎使用期間が一定生じるが解体・新築の回数は少ない	工期：約3年 ※仮設校舎使用期間：約2年 全工程中：解体2回、新築1回 工期が最も短く、その分学習環境に対する影響が少ない
建築費試算 (既存類似施設を参考として算出した単価に延べ床面積を乗算)	約95億円	約110億円	約90億円	約95億円

◆既存校舎を古い順に建替える案

既存プールの位置に仮設の校舎を建設し、古い校舎から順次その場で建替える案を検討する。

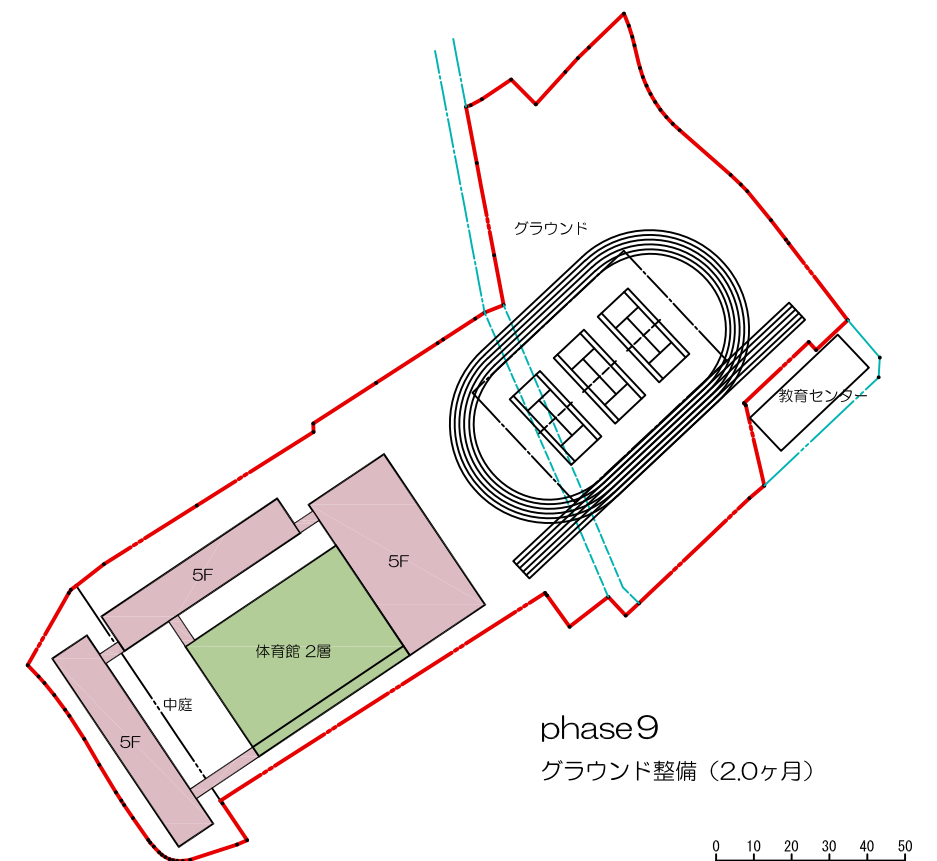
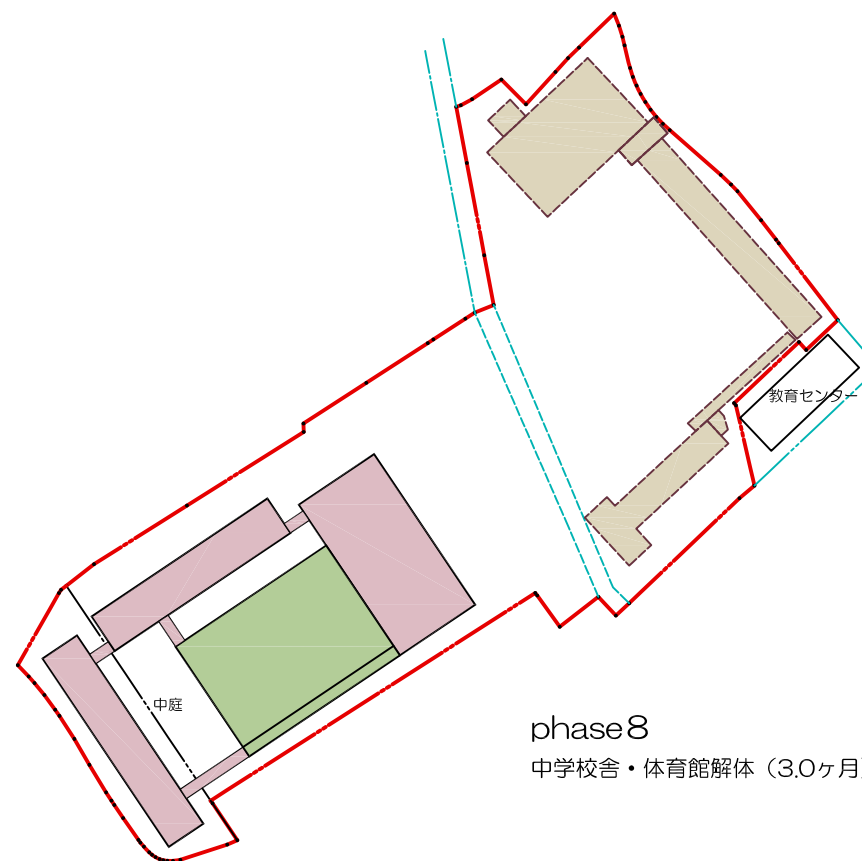
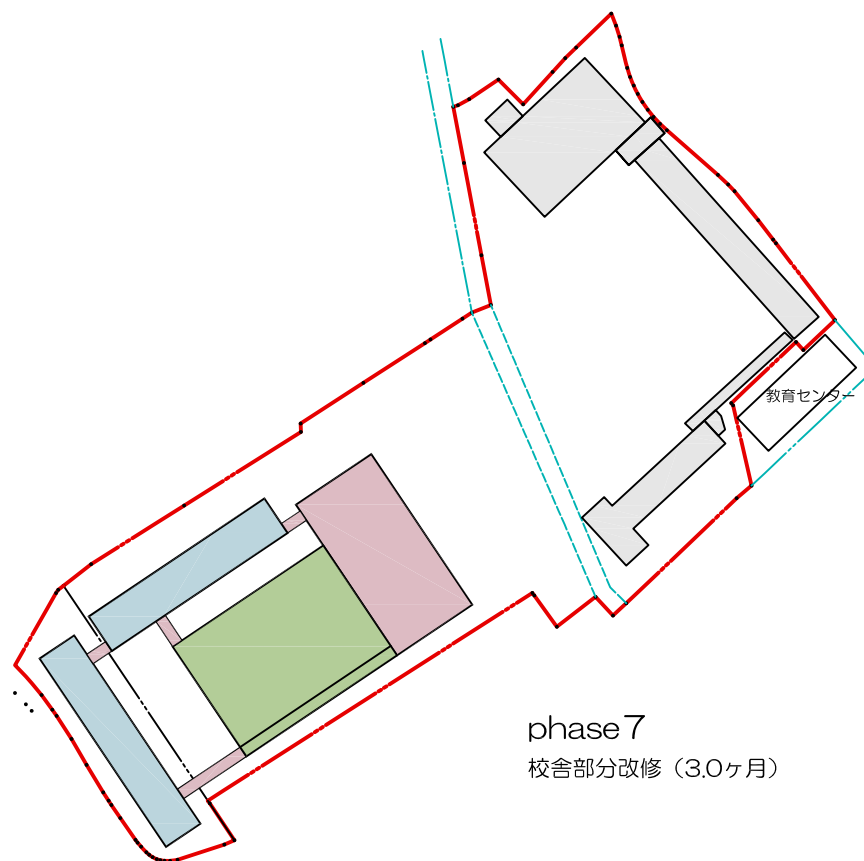
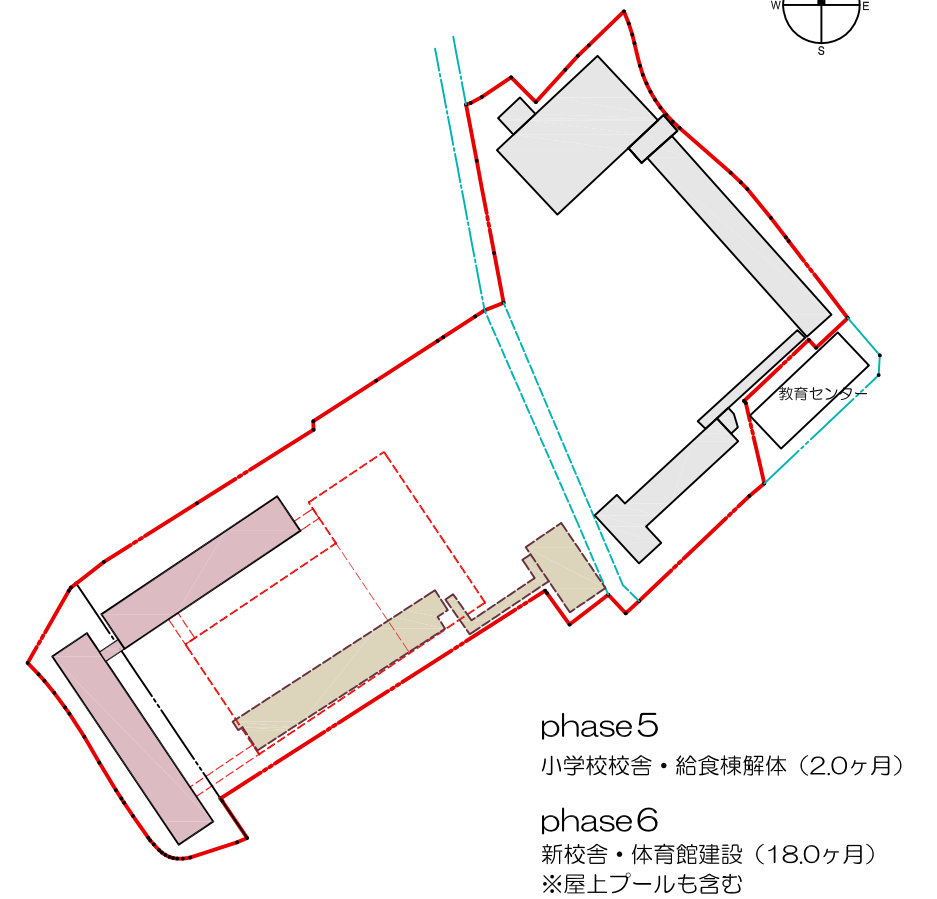
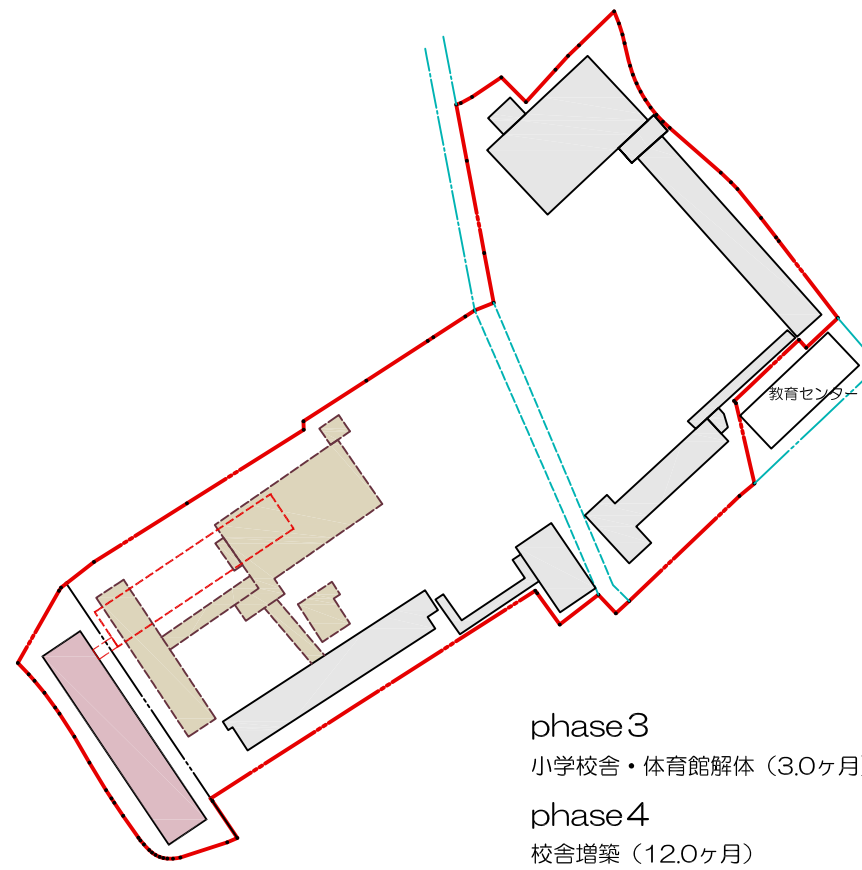
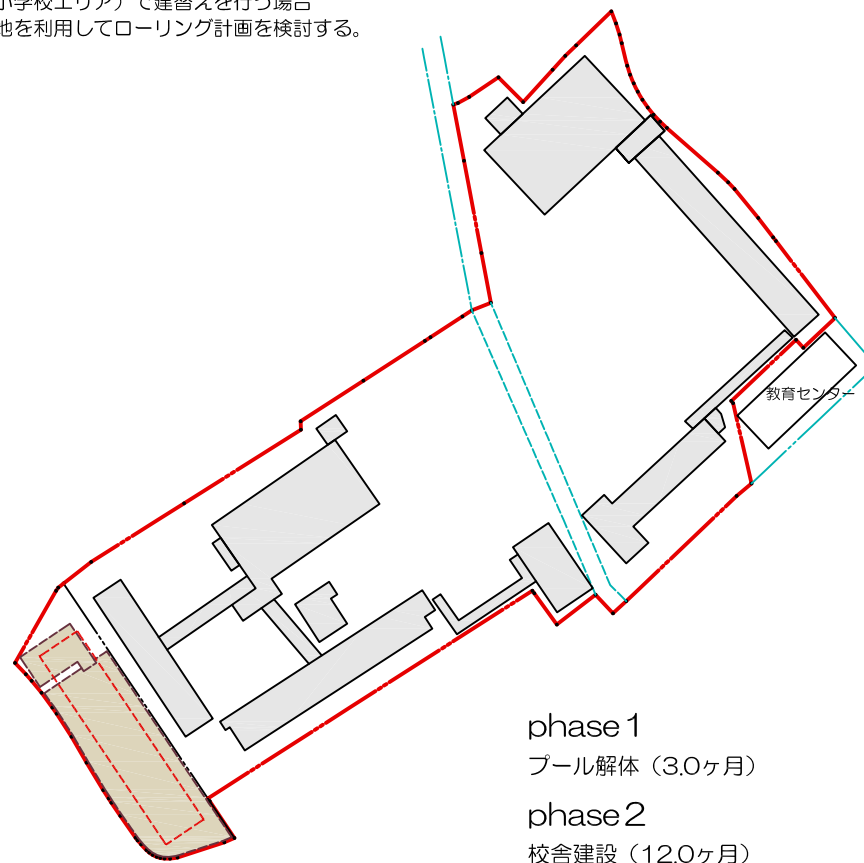
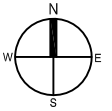
※建替え後の施設面積は改訂指針に基づき現況施設の30%増と仮定して計画する。



注記) 本配置計画は想定案の内容を検証するための物であり、建替え方針を決定するものではない。

◆仮設校舎を利用せず建替える案

南西側（小学校エリア）で建替えを行う場合
プール用地を利用してローリング計画を検討する。



注記）本配置計画は想定案の内容を検証するための物であり、建替え方針を決定するものではない。

◆既存校舎を一部利用する建替え案

小学校の体育館（管理棟）を長寿命化改修して再利用率を検討する。

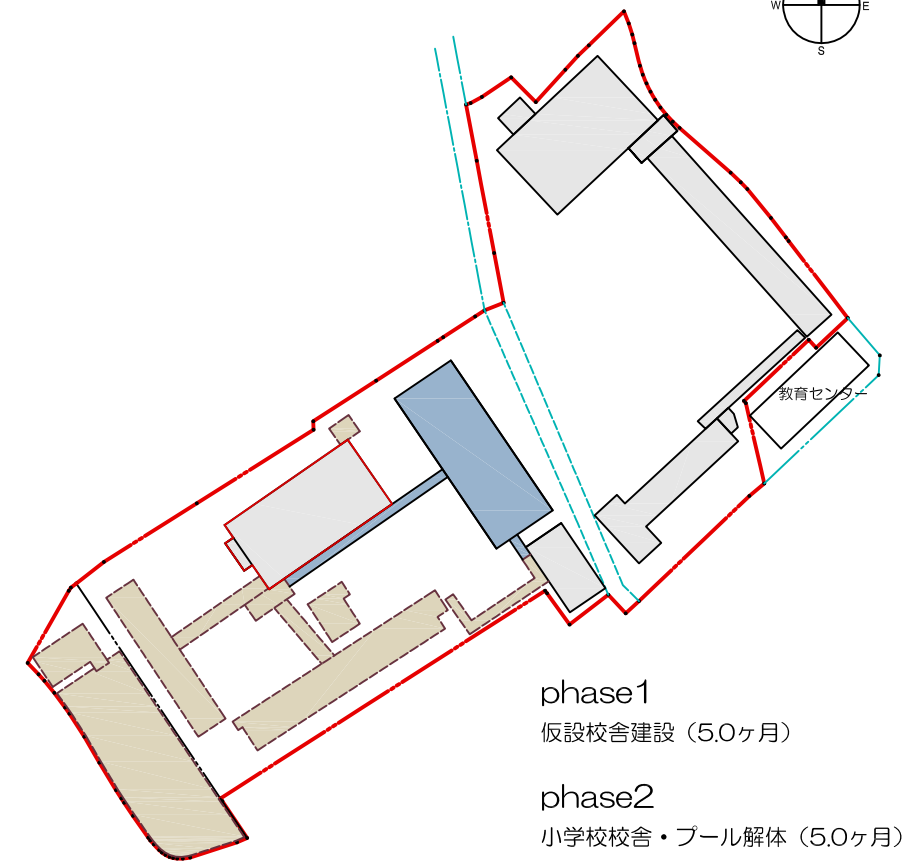
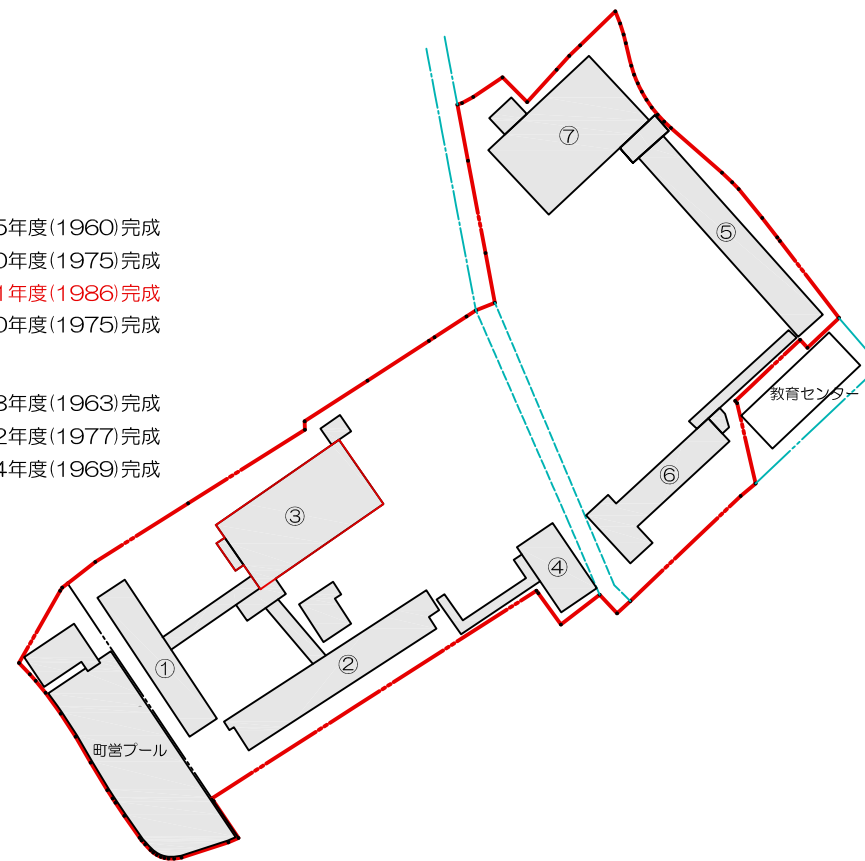
現況

【小学校】

- ①旧館：RC造・3階建て 1,413㎡ 昭和35年度(1960)完成
- ②新館：RC造・3階建て 1,780㎡ 昭和50年度(1975)完成
- ③体育館：RC造・3階建て 1,981㎡ 昭和61年度(1986)完成
- ④給食棟：S造・平屋建て 259㎡ 昭和50年度(1975)完成

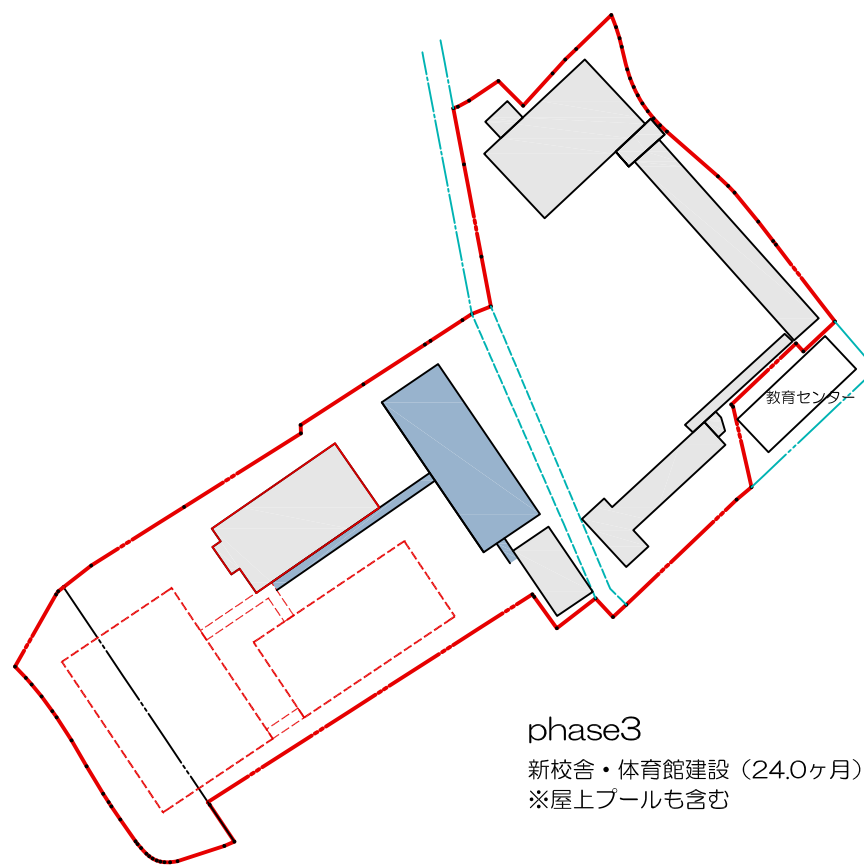
【中学校】

- ⑤旧館：RC造・3階建て 1,793㎡ 昭和38年度(1963)完成
- ⑥新館：RC造・3階建て 1,587㎡ 昭和52年度(1977)完成
- ⑦体育館：RC造・2階建て 1,220㎡ 昭和44年度(1969)完成

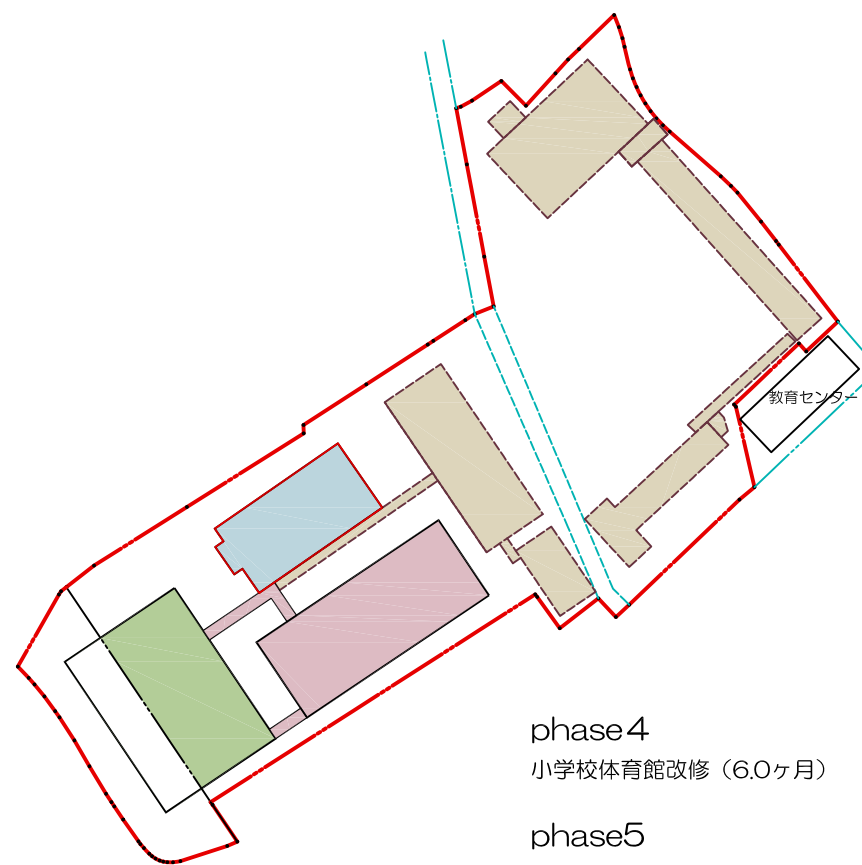


phase1
仮設校舎建設（5.0ヶ月）

phase2
小学校校舎・プール解体（5.0ヶ月）

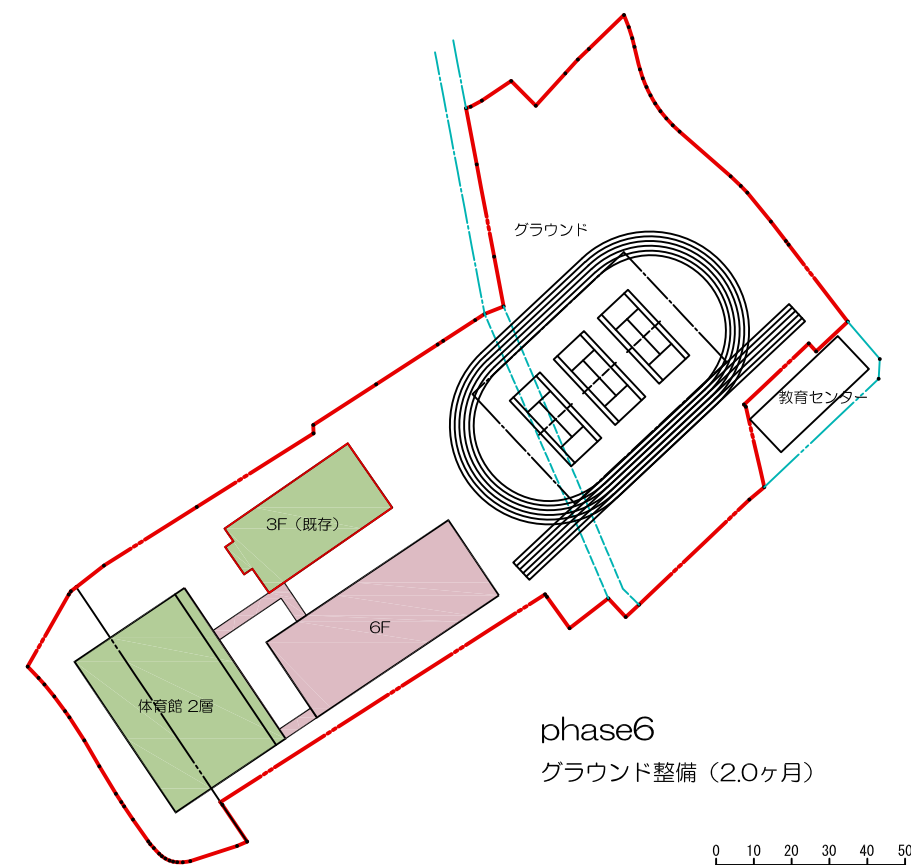


phase3
新校舎・体育館建設（24.0ヶ月）
※屋上プールも含む



phase4
小学校体育館改修（6.0ヶ月）

phase5
中学校舎・体育館解体（5.0ヶ月）
※仮設校舎・給食棟も含む



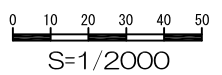
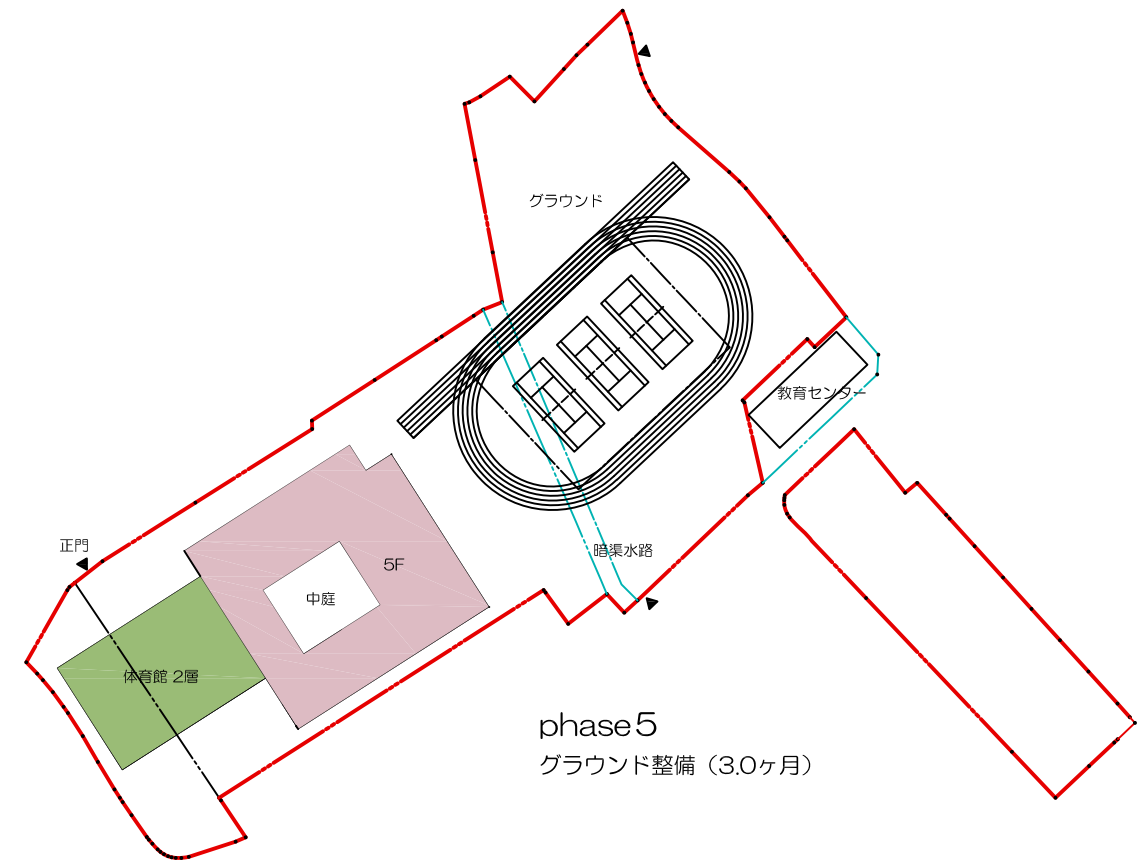
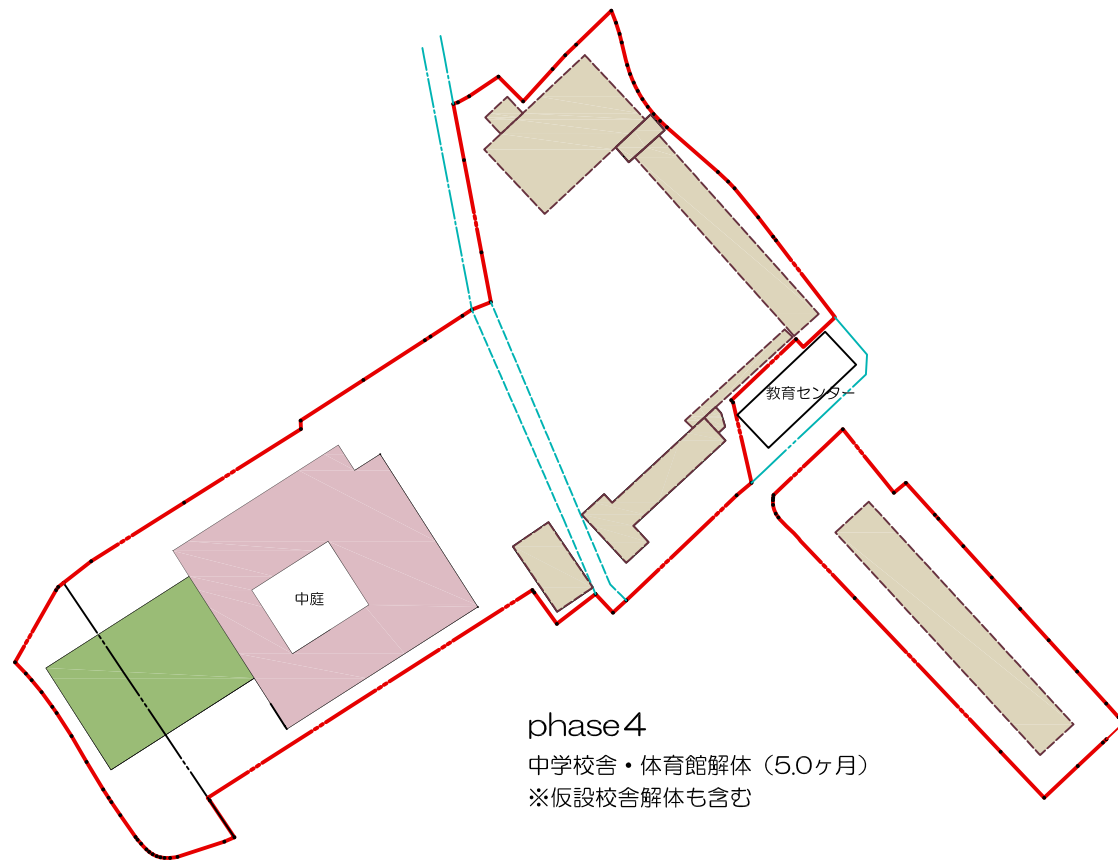
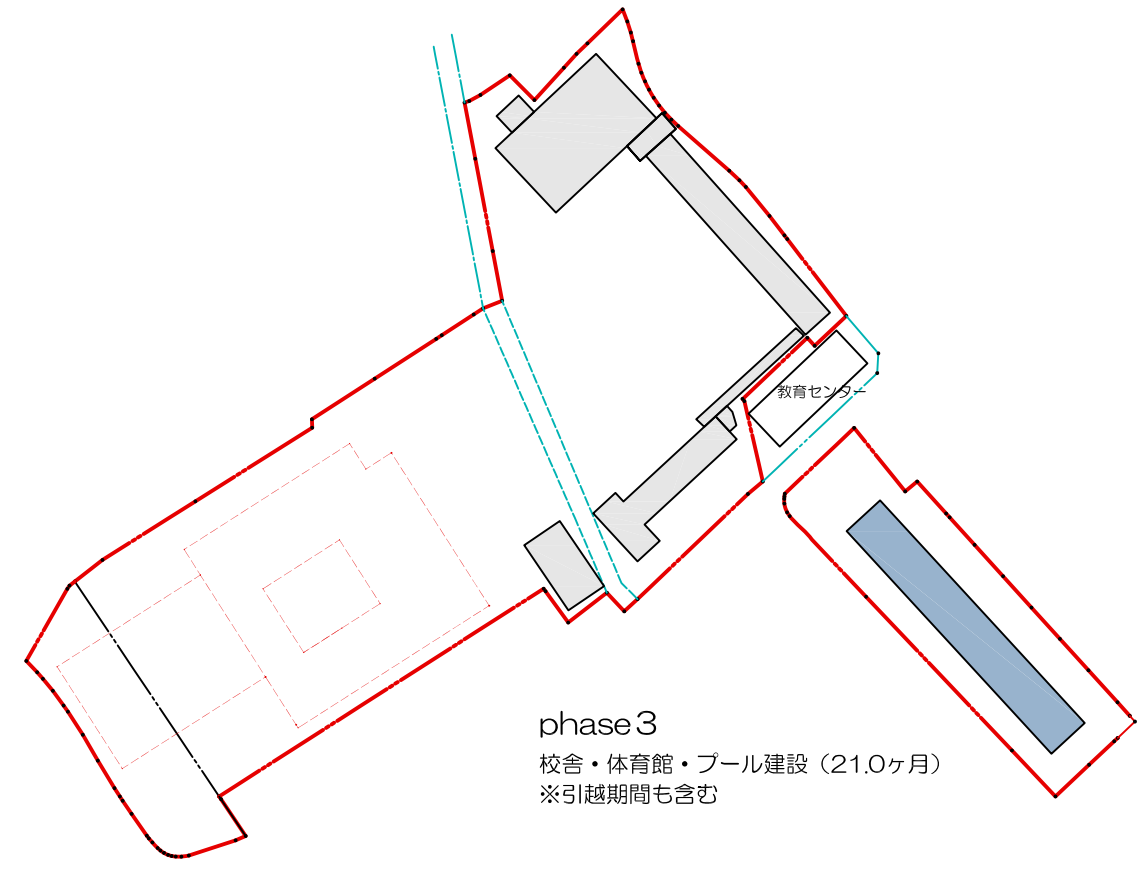
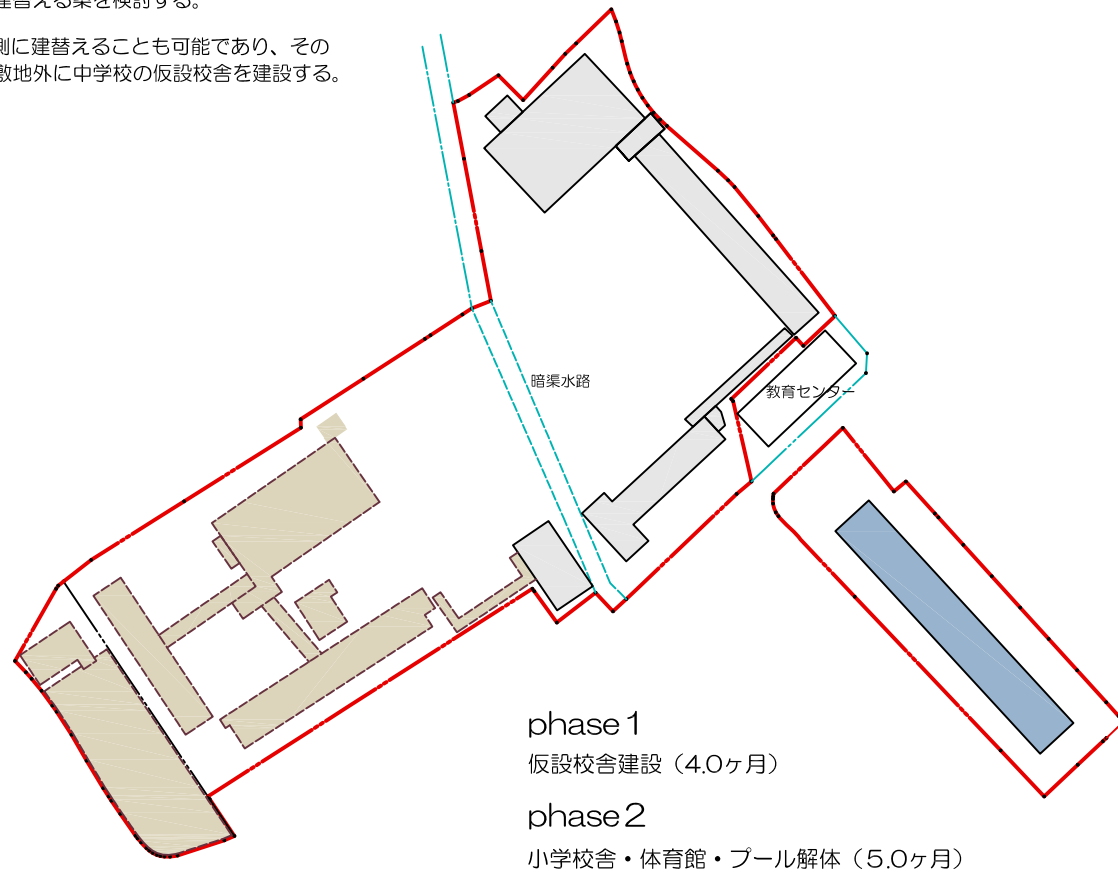
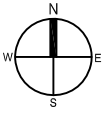
phase6
グラウンド整備（2.0ヶ月）



注記）本配置計画は想定案の内容を検証するための物であり、建替え方針を決定するものではない。

◆1棟を全面的に建替える案（小学校側）
全面的に建替える案を検討する。

※中学校側に建替えることも可能であり、その場合は敷地外に中学校の仮設校舎を建設する。



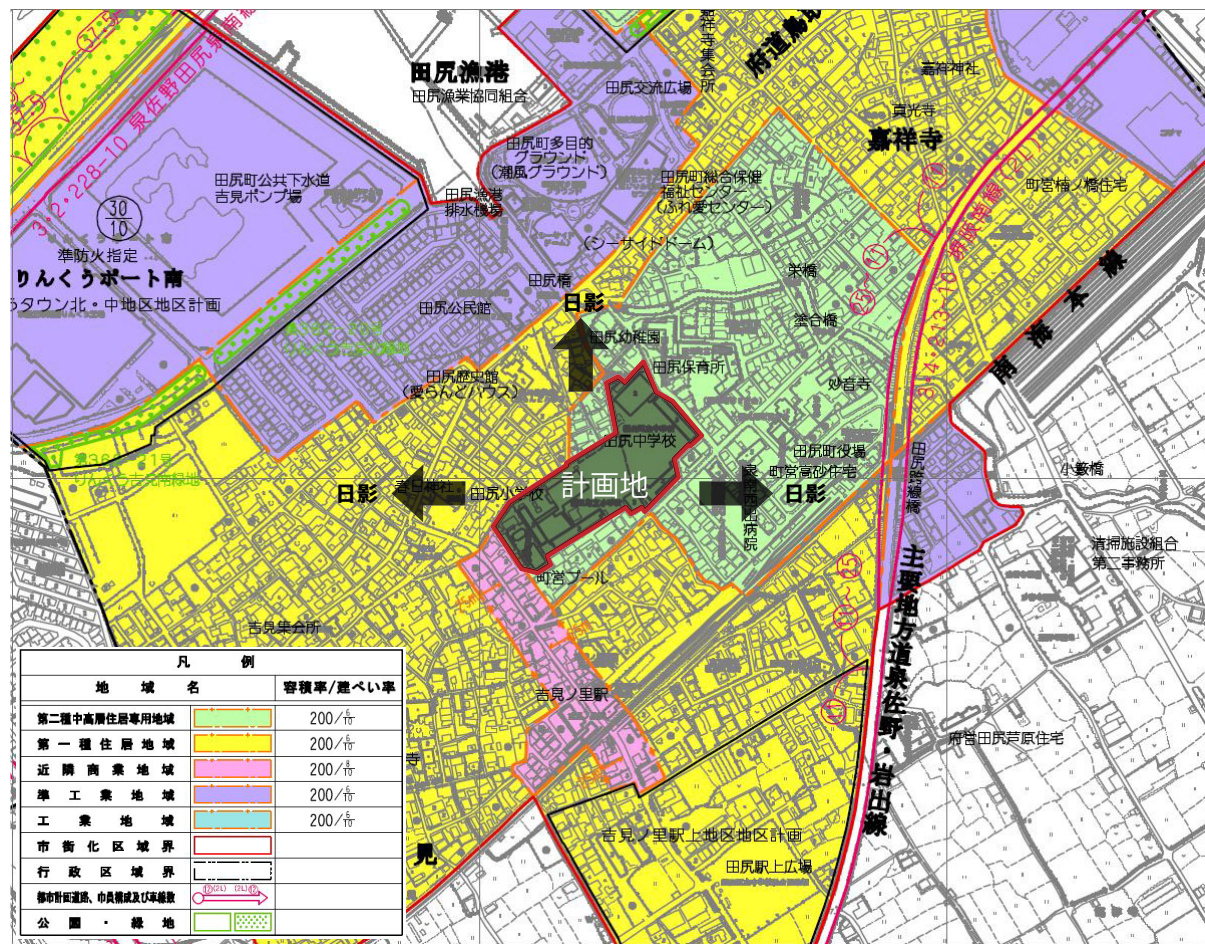
注記）本配置計画は想定案の内容を検証するための物であり、建替え方針を決定するものではない。

◇日影の影響範囲について(建築基準法第56条の2)

建築基準法では良好な都市環境を形成するために、一定の条件下にある施設を建築する際、近隣に対してその建物に起因する日影が過大に影響しないよう法律で定めている。

運用としては、地方公共団体の条例の定めにおいて規制対象区域と規制値等を決定し、敷地境界線から一定の範囲(北側、東側、西側)において、一定時間以上の日影を生じさせないように規制している。

具体的には本敷地の場合、冬至において測定地盤面高さ4mで等時間に影図を作成し、敷地みなし境界線より5mの範囲では4時間の線が、10mの範囲では2.5時間の線が超えないように高さ配置を決定する必要がある。(右に④案での日影を示す。その他案についても以降の業務で計画の深化に合わせてその都度確認が必要)



本計画地の周辺における日影規制

◇北側(西半分)

用地地域:第一種住居地域
指定容積率:200%
日影規制:4時間(5m)、2.5時間(10m)
測定地盤面:4m

◇東側

用地地域:近隣商業地域
指定容積率:200%
日影規制:なし

◇北側(東半分)

用地地域:第二種中高層住居専用地域
指定容積率:200%
日影規制:4時間(5m)、2.5時間(10m)
測定地盤面:4m

◇北側(東半分)

用地地域:第二種中高層住居専用地域
指定容積率:200%
日影規制:4時間(5m)、2.5時間(10m)
測定地盤面:4m

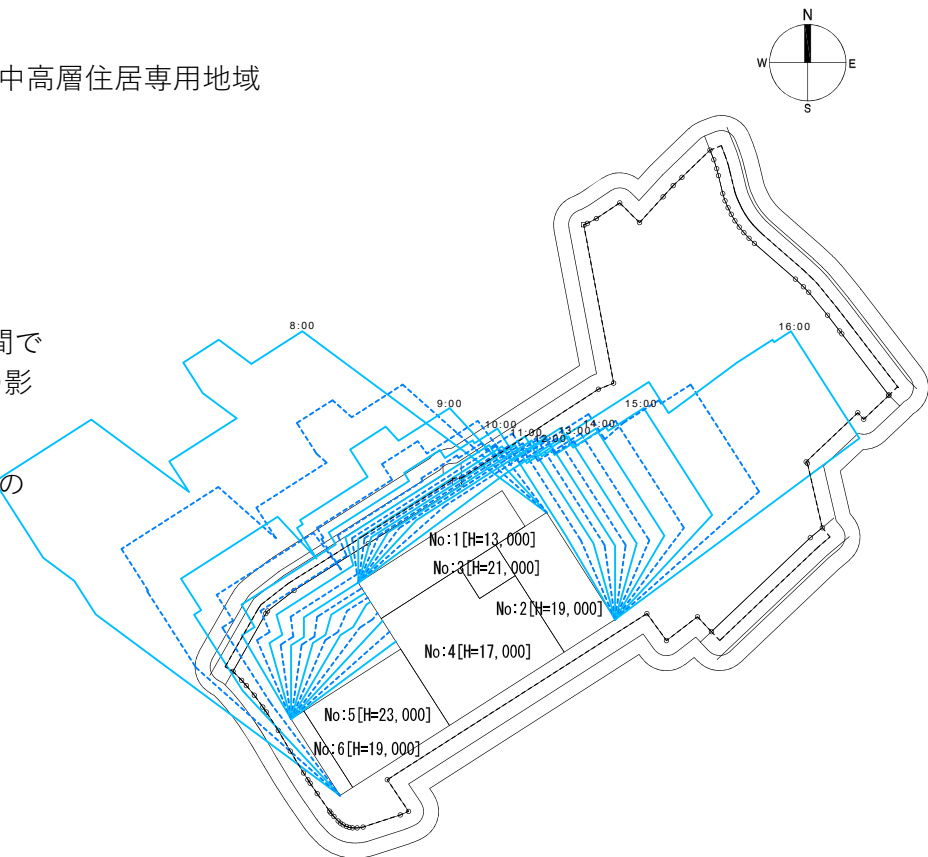
◇建替え想定④案の場合

用途地域:第一種住協地域、第二種中高層住居専用地域
容積率:200%
測定地盤面:4m
日影規制:4時間・2.5時間

時刻形状図

※午前4時間、午後4時間の計8時間でそれぞれの時刻における建物の影を示したもの

※測定面高さが4.0mなので、実際の地盤面に落ちる影ではない



建物高倍率表

時刻	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00
方位角	-53.4449	-48.3949	-42.9011	-36.9142	-30.4050	-23.3784	-15.8872	-8.0405	0.0000	8.0405	15.8872	23.3784	30.4050	36.9142	42.9011	48.3949	53.4449
倍率	6.7057	4.2463	3.1436	2.5271	2.1448	1.8984	1.7430	1.6564	1.6286	1.6564	1.7430	1.8984	2.1448	2.5271	3.1436	4.2463	6.7057
測定面高さ	4.000																
9.0000	60.3520	38.2168	28.2928	22.7440	19.3037	17.0863	15.6871	14.9084	14.6579	14.9084	15.6871	17.0863	19.3037	22.7440	28.2928	38.2168	60.3520
13.0000	87.1751	55.2020	40.8674	32.8525	27.8832	24.6803	22.6592	21.5344	21.1726	21.5344	22.6592	24.6803	27.8832	32.8525	40.8674	55.2020	87.1751
15.0000	100.5866	63.6946	47.1547	37.9067	32.1729	28.4772	26.1452	24.8474	24.4299	24.8474	26.1452	28.4772	32.1729	37.9067	47.1547	63.6946	100.5866
17.0000	113.9981	72.1872	53.4420	42.9609	36.4626	32.2742	29.6312	28.1604	27.6872	28.1604	29.6312	32.2742	36.4626	42.9609	53.4420	72.1872	113.9981
19.0000	127.4097	80.6798	59.7293	48.0151	40.7524	36.0711	33.1173	31.4734	30.9445	31.4734	33.1173	36.0711	40.7524	48.0151	59.7293	80.6798	127.4097

等時間日影図

※建築基準法第56条の2の定めによる規制を満たすかを確認するためのもの

※敷地みなし境界線から5mの範囲、10mの範囲で規定される等時間日影線を納める計画とすることが必要



0 10 20 30 40 50
S=1/2500

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議における
「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）より抜粋

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

学校施設のビジョンを表すキーコンセプト

Schools for the Future

～「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する～
ICTの活用などにより、学びのスタイルが多様に変容し、校内のあらゆる空間が子供たちの学びの場となる可能性を秘めている。子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する実空間として、また、他者と協働し、直面する未知の課題に対して学び合い、応え合う共創空間として、どのような学びを実現したいか、どのような空間を創り、それをどう生かすか、関係者が新しい学び舎のビジョン・目標を共有しつつ、「未来思考」をもって実空間を捉え直す必要がある。

■「未来思考」の視点

- ①学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定概念から脱し、「学校施設全体を学びの場」として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ②教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
- ③紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
- ④どのような学びを実現したいか、そのためにどのような空間を創り、それをどう生かすか、関係者が新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。



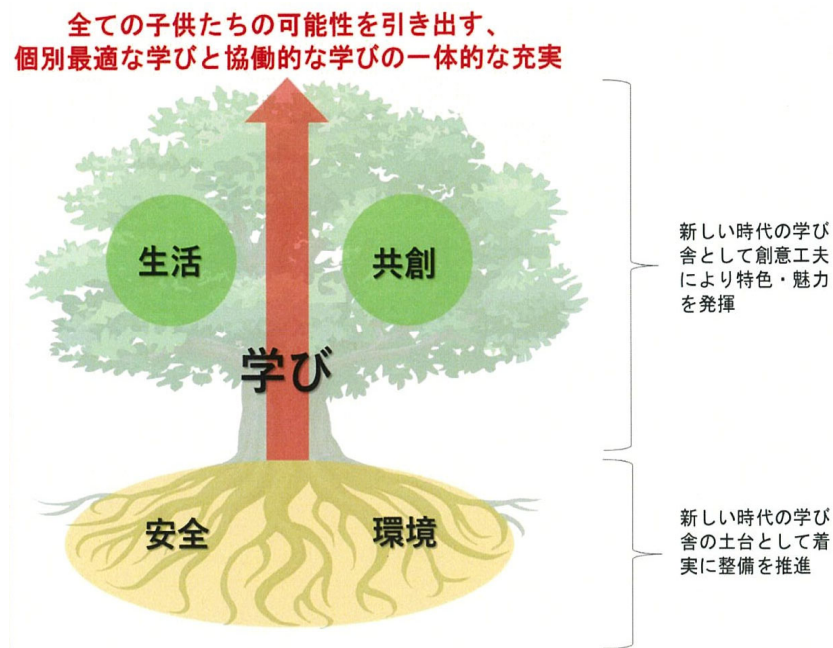
■目指すべき姿

こうした「未来思考」を持った上で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、中心となる「幹」に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』と『共創』の空間を実現する。

新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『安全』と『環境』の確保を実現する。

▶新しい時代の学び舎として目指していく姿（イメージ図）



(2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

■新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮

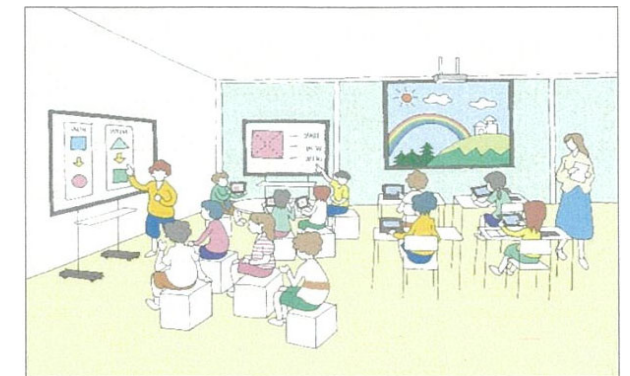
- ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する
 - i) 変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成
 - ・新しい時代の学びは個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実であり、ICT活用により、時間や場所に限定しないシームレスな学びが可能となる。
 - ・学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、デジタル化のための環境整備とあわせ、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応するための創意工夫ある整備を推進し、学習空間を適切に組み合わせ、相互の連続性・一体性を確保することも重要である。
 - ・屋外環境や屋外と屋内をつなぐ中間的な領域となる半屋外空間を充実させて、学校施設全体を学びの場としていくことも重要である。
 - ・時代の変化に対応し、学校施設を長く有効に活用していくためには、その時々ニーズに応じた改修整備をしやすい、長期間建物を有効に使うことができる計画とすることが重要である。

ii) 多様な学習活動を展開できる教室空間

- ・GIGAスクール構想の実現のためには、1人1台端末の確保や高速大容量通信ネットワーク環境のほか、それに対応した教室用机や大型提示装置、充電保管庫等の整備が求められることから、新しい生活様式にも配慮し、ゆとりのある教室空間の整備を図ることが重要である。
- ・多様な学習・活動に対応する観点から、教室周辺の空間について、教室、ワークスペース、テラス等がつながり、活動に対応して自由に場所を選べる空間を設けるなどの工夫が有効である。また、個人で集中したり、オンライン活動を行うパーソナルスペース（小空間）を用意することも有効である。

ii-1) 1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

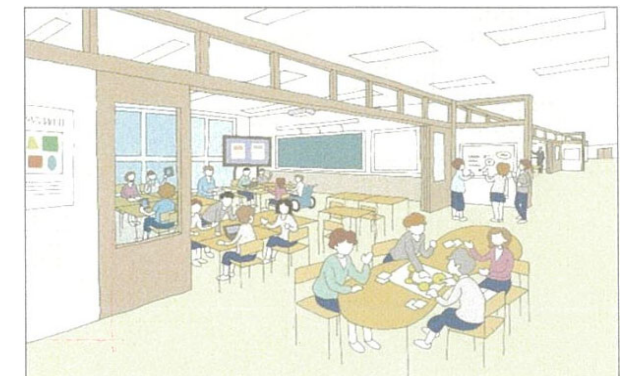
- ・教室空間を整備するには、1人1台端末環境等に対応した机や家具を配置することができ、多様な学習・活動を展開できる教室面積（※）を確保し整備することが有効である。
※公立小中学校の普通教室の平均面積は約64㎡であり全国の約7割が65㎡未満となっている。
（公立学校施設の国庫補助基準：74㎡積算）
- ・既存施設の場合でも、3教室分のスペースを2学級分の空間として再配分し、新たな教室空間として有効活用したりしたりすることが考えられる。



<多様な学習活動が展開できる空間>

ii-2) 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

- ・個別最適な学びと協働的な学びを、一体的に充実させる上で、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間の整備が重要である。
- ・多目的スペースを教室に隣接し接続するオープンな空間とする場合、音環境や温熱環境を考慮し、吸音材の整備や可動間仕切りの整備、空調設備と断熱性能の確保が必要である。
- ・既存施設においても、構造体力上の必要性や各種法令等の整合などを把握・分析した上で、多目的スペースの整備を推進することが有効である。



<学習活動に柔軟に対応できる多目的空間>

ii-3) ロッカースペース等の配置の工夫による教室空間の有効活用

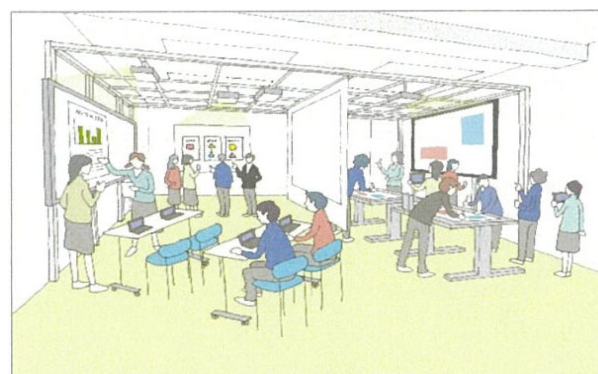
- ・普通教室には子供たちの荷物を収納するロッカー・掃除用具入、給食配膳台等が置かれており、加えて端末の充電保管庫も教室に設置される場合は、実質的な教室面積は一層小さくなる状況となる。
- ・教室内の空間を多様な学習活動に最大限生かす為の創意工夫として、教室内のロッカーや充電保管庫等を教室外の目の届く場所に配置し、教室全体を学習活動のスペースとして活用する等も有効である。また、移動式家具で空間を仕切るなど柔軟な発想で空間を広く使うことが考えられる。



<ロッカースペースの配置を工夫した空間>

iii) 様々な教科等の教室の有機的な連携・分担による多様な活動の展開

- ・特別教室を含む教室環境については、単一的な機能や特定の教科等に捉われず、教科の枠組みを超えた横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応できる学びの場としていくことが重要である。
- ・校内及び屋外の様々な空間や異なる教科ゾーンと有機的に連携することが重要であり、異なる教科ゾーンを連携させ、より幅広い教科等横断的なゾーンとして機能させることも有効である。
- ・教科の意味を実感しながら体験活動や創作活動に主体的に取り組むことができるよう、教科に対応した教科コーナーを設け、専門的で高度な学びを誘発するような空間とすることも考えられる。
- ・コンピュータ教室や視聴覚教室等は、個人やグループで活用できる先端機器を導入するとともに、アクティブ・ラーニングを可能とするスペースを整備したり、遠隔交流学習の場としたりするなど自由度の高い空間とすることが望ましい。
- ・ホールや階段状の空間等において、映像を表示する壁面やステージ、プロジェクタ等を備えた発表や表現の場として使用することも有効である。



<高度な学びを誘発する創造的な教室>



<専門的で高度な学びを誘発する多目的ラボ>

iv) 読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備

- ・図書室を校舎の核とし、コンピュータ教室と組み合わせ「ラーニング・commons」を整備することも有効であり、ICTを活用することで、調べる、まとめる、発表するなどの学習活動を効果的効率的に行えるよう工夫することが可能となる。
- ・どの教室からも利用しやすいよう、図書室を学校の中心に計画し、より一層の活用を図ることで、各教科等における調べ学習での活用や、子供たちの自主的・自発的な学習、協働的な学習を促すことが可能となる。



<読書・学習・情報のセンターとなる図書室>

v) 設備や家具の工夫による多様な学習活動の展開・教室環境の充実

- ・G I G Aスクール構想の実現を前提とし、ハード・ソフト・人材一体となった環境整備を図ることが重要であり、校内のどこでも日常的にICTを活用できるよう、1人1台の端末環境や高速大容量通信ネットワーク環境を着実に整備することが重要である。
- ・室内空間を構成する要素として家具は重要であり、移動が容易な机、様々な大きさや高さの机、ロッカーなどの家具を、空間と合わせて有機的に配置することで、場面に応じた多様な活動の展開が可能となり、豊かな教育環境づくりにつながる。少人数指導、対話や発表等、様々な学習シーンに応じてスペースを柔軟に変更する観点からも、家具と空間を別々に捉え計画するのではなく、学びの空間を実現する不可分な要素として、家具も含め一体的に学びの空間を計画・整備することが重要である。
- ・学校施設全体を学びの場として、プロジェクタや大型提示装置などの電源確保のためのコンセントの増設や校内にわたる無線LANの計画が有効である。

vi) パフォーマンスを最大化するための執務空間

- ・職員室は、教職員が円滑に執務、作業、打合せ等を行うことができる十分なスペースを確保するとともに、統合型校務システム等を含め、ICTが常時活用できる環境整備が重要である。
- ・遠隔・オンライン教育のための教材の研究・準備やオンライン会議・研修を行うためのスタジオなどの空間を整備することが重要である。
- ・機能性や居住性をもつ執務空間とするため、日常的なコミュニケーションを誘発し、リフレッシュできるラウンジ等を整備することも重要である。



<スタジオ機能、ラウンジのある執務空間>

vii) 9年間を見通した義務教育を支える施設環境

- ・9年間を見通した新しい時代の義務教育の在り方を踏まえて、地域の実情等に応じて、小中一貫した教育課程に対応した施設環境、学年段階の区切りに対応した空間構成や施設機能、異学年での学習や交流ができるスペースなど、9年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実施できる施設環境を確保することが重要である。
- ・施設形態（施設一体型、施設隣接型、施設分離型）ごとの特性や期待できる教育効果を踏まえ、各学校の教育活動・学校運営等に適した施設環境とすることが重要である。

viii) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

(インクルーシブ教育システムの構築)

- ・特別支援学級や通級による指導のための環境整備のほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるスペースや落ち着いて学習できるスペース、クールダウンできるスペース、医療ケアの実施に配慮されたスペース等、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を確保することが重要である。

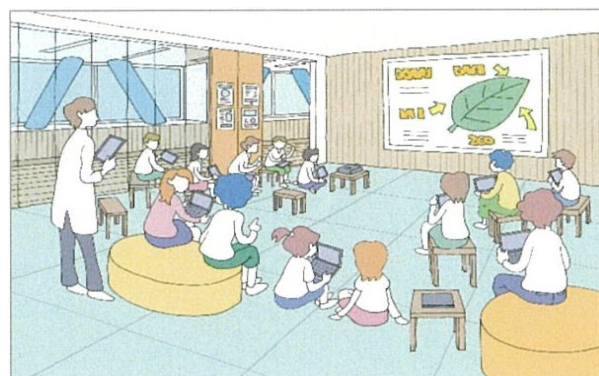
(児童生徒の多様化への対応)

- ・外国籍の児童生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする児童生徒も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースを確保することが重要である。
- ・性同一性障害や性自認（性同一性）に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応実施が求められておりまた、様々な困難に直面し、教室に入りづらい児童生徒や、不登校児童生徒などの多様な子供たちに対応していくため、教育相談や学習支援、生徒指導のための別室の整備を進めることが重要である。

②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

i) 快適で温かみのあるリビング空間

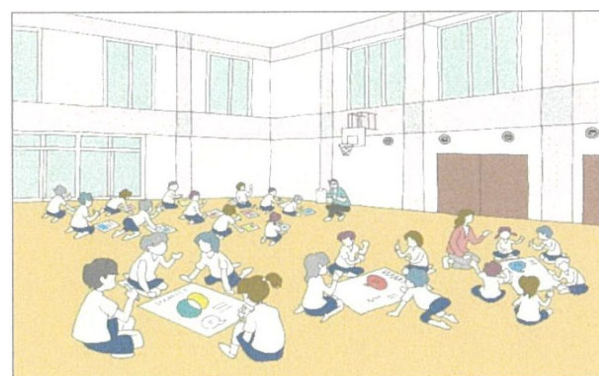
- ・豊かな学習・生活の場となるよう、居心地のよい学校施設として、子供たちの居場所となる温かみのある空間づくりが重要であり、構造や内装に木材を積極的に活用することが効果的である。
- ・落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩を取るラウンジや、児童生徒がその時々の状態に応じて居場所にできるコーナー等を、学習空間と有機的に関連づけて配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。



<木材を利用し温かみのあるリビング空間>

ii) 健やかで衛生的な環境の整備

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習・生活できる衛生環境の整備を行うことが必要である。
- ・熱中症対策や衛生環境改善の観点から、冷暖房設備等の整備が重要で、全熱交換機の導入も効果的である。地域の避難所となる体育館も断熱性能を確保した上で空調設備設置の推奨が重要である。
- ・保健室は健康教育の中心となり、カウンセリングのため、落ち着いた空間の確保が重要である。



<多様な活動ができる空調設備のある体育館>

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

i) 学校と地域が支え合い協働していく共創空間

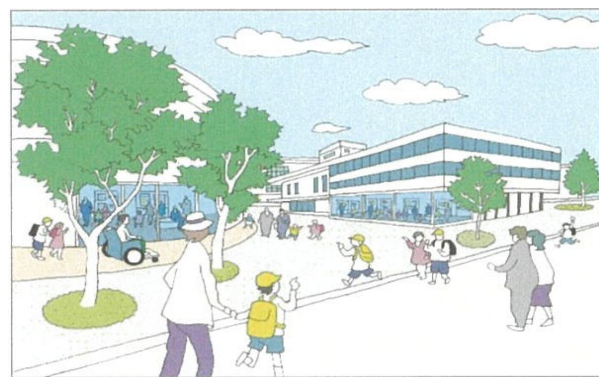
- ・学校の中だけで学びを完結するのではなく、地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための「共創空間」を生み出していくことが重要である。
- ・共創空間を創出する上では、児童生徒の動線と地域住民等の動線の整理による明瞭なゾーニング、地域住民等が出入りしやすく死角を作らない空間配置、デジタル技術の活用など防犯の視点から計画上の工夫が重要である。



<地域の人たちと連携・協働する共創空間>

ii) 多様な「知」を集積するための複合化・共用化等

- ・将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割や、地域の活性化、課題解決の観点から、学校施設を核とした他の公共施設との複合化・共用化を図るなど、多様な「知」が集積し新しい価値を生み出す施設としての整備が重要である。
- ・学校施設の複合化等の検討に当たっては、学習環境の高機能化・多機能化に資する計画とすることに加え、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる計画とすることが重要である。



<学校施設と公共施設との複合化>

■新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進

④子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する

i) 安全・安心の確保

- ・新しい時代の学びを実現するための大前提として災害・事故等から生命を守るために、構造体の耐震化のみならず、天井や外壁等の非構造部材の耐震対策や工作物等の安全対策、防犯対策等を含め施設全体の安全性を高めることが重要である。
- ・既存施設を利用する場合、老朽化対策等として、安全性の確保とともに、建物の機能や性能を引き上げる長寿命化改修を図ることが重要である。



<安全安心な教育環境、地域コミュニティ拠点>

ii) 避難所としての防災機能の強化

- ・近年、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、安全性を確保することはもとより、適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備することは極めて重要である。
- ・このため自家発電設備やWi-Fi等の情報通信環境など、避難所としての防災機能の強化を一層推進することが重要である。
- ・また、円滑な学校活動の再開ができるように校内の分散避難等を検討することも有効である。

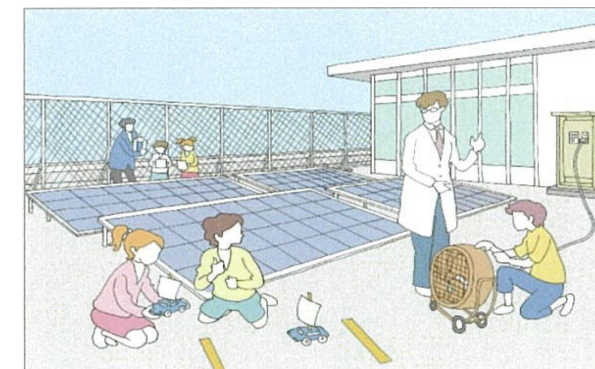


<地域の避難所としての防災機能強化>

⑤脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する

i) 脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備

- ・2050年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められている。エコスクールの取組を深化していくとともに、ZEB化の取組を推進していくことが重要である。
- ・このことは環境負荷を低減するだけでなく、健康で豊かな環境づくりにつながり、児童生徒の環境教育にとって生きた教材となり、地域の先導的役割を果たすという観点からも重要である。



<太陽光発電設備を導入し環境教育に活用>

ii) 木材利用の促進

- ・学校施設の木造化・木質化は、木材が長期間にわたり炭素を貯蔵できることや、化石燃料を利活用した建築資材からの置き換えにより、脱炭素化やLCCM建築物化にも資するものとして、率先して取り組むことが重要である。
- ・木材は断熱性や調湿性に優れ、健康面・学習面での効果も期待される。特に、地域材の活用は環境負荷への提言に加え、地域の活性化や文化の継承にもつながることが期待できる。



<学校施設の木造化・木質化>

令和4年6月改定の学校施設整備指針について

今般の改定では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、新しい時代の学びを充実する学校施設の在り方を推進する観点から記述を充実

※以下は小学校施設整備指針をベースに整理

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿として、「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、施設全体の学びの場として創造することをキーコンセプトとして提示し、未来思考の視点を整理。

◆第1章総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 未来思考の視点の必要性

- ・学校施設整備に際して、児童がともに集い、学び、生活する実空間として、また、他社と協働し、直面する未知の課題に対して学び合い、応え合う共創空間として、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有しつつ、未来思考をもって実空間を捉え直すことが重要である。
- ・ICTの活用などにより、学びのスタイルが多様に変容していくこと等を踏まえ、学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すことが重要である。
- ・教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していくことが重要である。
- ・紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく可変性が重要である。

(2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

i) 変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成

新しい時代の学びは個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実であり、ICTの活用により、時間や場所を限定しない、学校全体を学習に利用する、柔軟性・可変性のある空間づくりの必要性を提示。

◆第1章総則 第1節 学校施設整備の基本的方針

1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

- ・学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童の主体的な活動を喚起し、求められる学び活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画することが重要である。

ii) 多様な学習活動を展開できる教室空間

ii-1) 1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

GIGAスクール構想実現の観点から、多様な学習・活動の展開が可能となるよう、各学校の学級規模も考慮しつつ、1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備について提示。

◆第1章総則 第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設として計画することが重要である。

◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・多様な規模、数の学習集団の編制に柔軟に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。この際、新しい生活様式や各学校の学級規範も考慮しつつ、1人1台端末環境等に対応した机や家具の配置や学習・活動内容を踏まえた面積を計画することが重要であり、既存施設の改修時においては、既存の面積資源の有効活用・再配分を行うことも重要である。

ii-2) 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

多様な学習活動を展開できる教室空間の創意工夫の例として、多目的スペースの活用を提示。音環境や温熱環境等への配慮や、教職員の共通理解の必要性等を提示。

◆第3章 平面計画 第2 学習関係諸室 3 多目的教室

- ・天井・壁への吸音材の整備や可動間仕切りの整備、家具の配置等により、多目的教室の音響及び多目的教室を介在した隣接教室間の音の伝搬等について配慮するとともに、温熱環境や教職員の視認性等への配慮も含め、総合的に計画することが重要である。

ii-3) ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

創意工夫の一つとして、教室内のロッカーや充電保管庫等を教室外の目の届く場所に配置し、教室全体を学習活動のスペースとして活用するなどの工夫を提示。

◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 2 普通教室

- ・収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要。この際、普通教室と多目的な空間との仕切りを可動式の収納棚とし、活動に応じて教室を拡張して利用するなど、柔軟な発想で教室空間を計画することも有効である。

iii) 様々な教科等の教室の有機的な連携・分担による多様な活動の展開

異なる教科ゾーンを連携させ、より幅広い教科等横断的なゾーンとして機能させることなど、特別教室の創意工夫について提示。

◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・特別教室は、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、教育内容・教育方法等に応じて複数の教科での共用も考慮し、それらに必要な機能を確保できる面積、形状等とすることが重要である。

◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 13 視聴覚教室 14 コンピュータ教室

- ・1人1台端末環境等の整備に伴い、視聴覚教室（コンピュータ教室）については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。

iv) 読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備

デジタル化の中で、学校図書館が読書・学習・情報機能を十分に果たすことができる在り方を提示。

◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 15 図書室

- ・デジタル化の中で、コンピュータ教室と連携又は一体とし、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることが望ましい。

v) 設備や家具の工夫による多様な学習活動の展開・教室環境の充実

多様な学習活動を展開するため、1人1台端末に対応した教室用机や大型提示装置、充電保管庫などの設備、家具の配置の工夫について提示。

◆第4章 各室計画 第1 基本的事項 7 学校用家具

- ・室内空間を構成する要素として家具は重要であり、場面に応じた多様な活動の展開や豊かな環境づくりの観点から、家具も含めて、一体的に学びの空間を計画することが重要である。

◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・ICTを日常的に、かつ学校内の様々な場所において活用できるよう、無線LANやコンセント等計画することが重要である。また、大型提示装置等の導入について計画することが重要である。

◆第5章 詳細設計 第5 学校用家具 1 共通事項

- ・情報端末を活用した学習の円滑な実施に対応するため、教室用机については、情報端末や教科書、ノート等の教材・教具を常時活用できる大きさのものを導入することが重要である。

vi) パフォーマンスを最大化するための執務空間

学校における働き方改革を推奨し、パフォーマンスを最大化するため、執務空間やラウンジ等の空間、教材研究・準備のための空間等について提示。

- ◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 19 教材・教具の作成・収納空間
 - ・遠隔・オンライン教育のための教材作成・撮影やオンライン会議・研修のための空間を確保できるような面積、形状等とすることも有効である。
- ◆第4章 各室計画 第10 管理関係室 3 職員室
 - ・情報機器や事務機器を利用し教材の制作、管理などを行うことのできるコーナー等を確保したり、遠隔会議、児童の出欠状況や多様なカリキュラムの管理、児童への情報伝達や児童からのレポート等の提出、情報共有等、校務全般を実施するために必要となる機器を実装した統合支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。
 - ・リフレッシュや休憩、打合せ、情報交換、協働作業等ができ、湯沸し・流し等を備えたゆとりある空間を職員室と一体に、又は隣接した位置に確保できることが重要である。
 - ・情報管理に十分配慮し、児童や外来者の立ち入り範囲を明確にゾーニングすることが重要である。

vii) 9年間を見通した義務教育を支える施設環境

学校における働き方改革を推奨し、パフォーマンスを最大化するため、執務空間やラウンジ等の空間、教材研究・準備のための空間等について提示。

→整備指針においては、小中一貫教育に適した学校施設の留意点等について記述を充実。

viii) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

（インクルーシブ教育システムの構築）

インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備として、バリアフリー化、ユニバーサルデザインへの配慮等を提示。また、医療的ケアの実施に配慮されたスペースなど、特別支援教育に対応した施設の在り方について規定。

→整備指針においては、学校施設バリアフリー化推進指針、特別支援教育への対応の視点を反映。

（児童生徒の多様化への対応）

外国籍の児童生徒、性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒、不登校児童生徒など、児童生徒の多様化に対応した施設の在り方を提示。

→整備指針においては、多様化する生徒への対応の視点を反映。

②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

i) 快適で温かみのあるリビング空間

豊かな学習・生活の場となるよう、ゆとりと潤いのある居心地のよい学校施設として、子供たちの居場所となる温かみのある生活空間づくりを提示。

- ◆第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応
 - 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 1 生活の場としての施設
 - ・学校施設全体が学びの場であるとともに、児童がゆっくりと過ごしたり、落ち着いたりすることができる居場所となるよう、また、空間への愛着を育むことができるよう、温かみのある生活空間を創意工夫により計画することが重要である。
- ◆第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 15 図書室
 - ・児童がその時々状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を、学習空間と有機的に関連づけて配置するなど快適な空間を計画することが重要である。また、椅子やベンチ、畳、カーペットなどの家具を配置し、児童の自主的・自発的な学び舎交流を生み出す工夫も有効である。

ii) 健やかで衛生的な環境の整備

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備を提示。

- ◆第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応
 - 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 2 健康に配慮した施設
 - ・児童の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点からも、保険衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。
- ◆第4章 各室計画 第10 管理関係室 4 保健室
 - ・保健室について、休養や処置のために柔軟に対応できる面積を確保し、健康に関する情報を発信するなど、健康教育中心となるようにするとともに、児童のカウンセリングのために、落ち着いた空間を確保することが重要である。
 - ・児童の出欠状況や健康観察、健康診断票、保健室来室管理等の保健系機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。
- ◆第8章 設備設計 第6 空気調和設備 3 冷暖房設備
 - ・熱中症対策や衛生環境改善の観点から、地域の実態等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要であり、普通教室のみならず、特別教室等における設置も計画することが重要である。
 - ・冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上のほか、二酸化炭素濃度低減など良好な室内環境の確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要であり、必要に応じて、全熱交換器を導入することも重要である。
 - ・屋内運動場を体育活用や儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等に利用することを考慮し、地域の寒冷度、利用状況等を十分検討し、断熱性能を確保した上で、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。
 - ・災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備を計画することも有効である。

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

i) 学校と地域が支え合い協働していくための共創空間

ii) 多様な「知」を集積するための複合化・共用化等

地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場として、学校と地域が連携・協働し共創する空間の整備を提示するとともに、他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等の推進を提示。

→整備指針においては、学校施設の複合化、学校と地域の連携・協働について、記述を充実

④子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する

i) 安全・安心の確保

ii) 避難所としての防災機能の強化

安全・安心な教育環境を確保する観点から、老朽化対策の着実な推進、避難所としての防災機能の強化等を提示。

→整備指針においては、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化の記述を充実

⑤脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する

i) 脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備

ii) 木材利用の促進

2050年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を進めるため、エコスクールの取組を深化し、学校施設のZEB化を推進していくこと、また学校施設における木材利用の積極的な推進を提示。

→整備指針においては、脱炭素に関する記述を追記、木材利用の視点について記述を充実

■学校と地域の連携・協働

目指すべき地域と学校の連携・協働の方向性として以下の3点を示す

①地域とともにある学校への転換

開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換する。

②子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

地域の様々な機関や団体がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築する。

③学校を核とした地域づくりの推進

学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。

このような方向性に基づき、※1の答申では大きく2点の提言がされている

- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進すること、この活動を推進するための新たな体制として地域学校協働本部を整備すること。
- 制度面・運営面の改善とあわせ、財政的支援を含めた総合的な推進方策により、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進すること。

◆地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等幅広い地域住民の参画により、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、地域を創生する活動である。具体的には、学校支援活動（登下校の見守り、花壇等の学校環境整備、授業補助等）、放課後子供教室、土曜日の教育活動、家庭教育支援、学びによるまちづくり、地域活動等、様々な活動が考えられる。

◆地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制であり、下記の3要素を必須とすることが重要である。

- ・コーディネート機能
- ・多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ・継続的な活動（地域学校協働活動の持続的・安定的実施）

◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

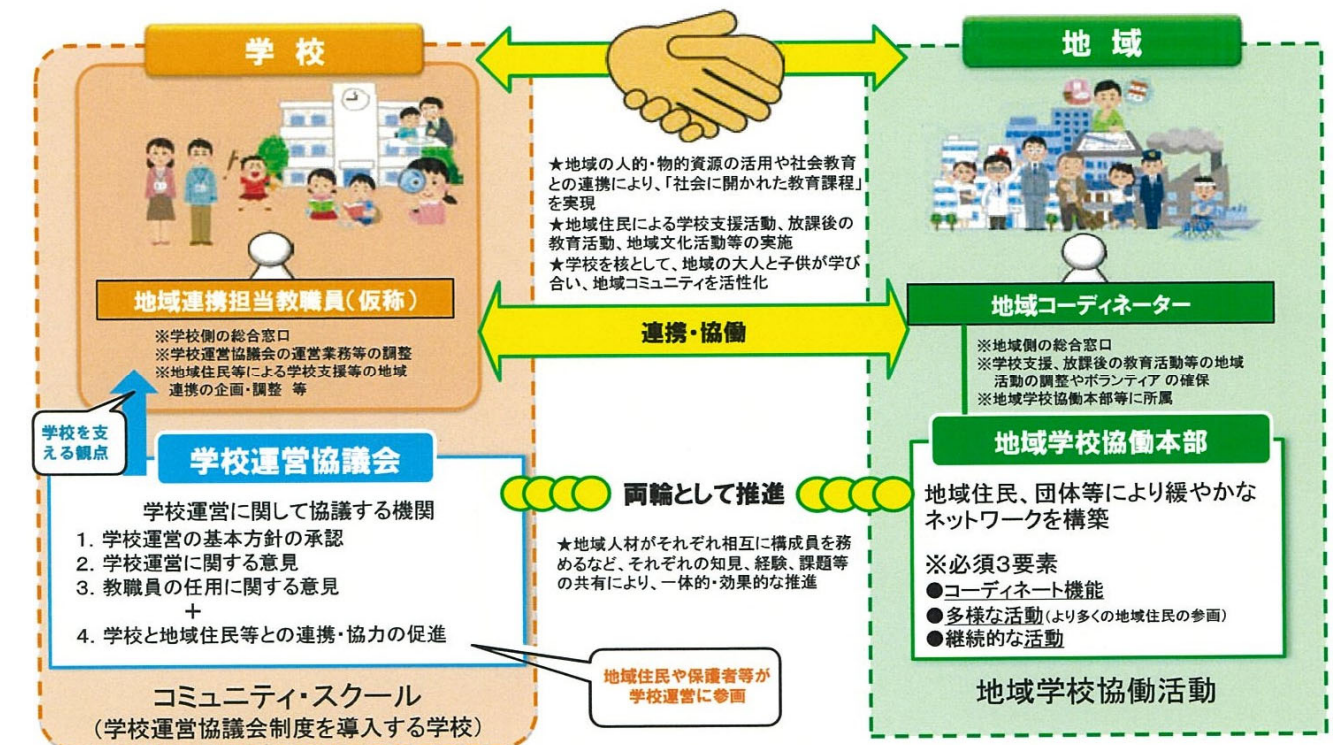
学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組みむことが可能となる「地域と共にある学校」に転換するための仕組みである。この制度を導入することにより、地域の声を学校運営に生かし、地域ならではの特色ある学校づくりを進めていくことが可能となる。

※1. 文部科学省中央教育審議会により取りまとめられた「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方針について（答申）」より引用

■地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的・効果的な推進

左記提言を実現するには、地域や学校における実情や特色を踏まえつつ、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールが相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが重要である。

～パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現～



■地域連携・協働における多様な活動の推進例

- 例1：学びによるまちづくり、地域課題解決型学習
地域ブランド品づくり、地域の観光振興、防災教室、環境問題解決学習、地域課題子供議会など
- 例2：地域人材育成、郷土学習
「ふるさと」を地域住民から学ぶ、地域の産業や職場体験学習、郷土の伝統文化芸能学習など
- 例3：地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画
イベントへのボランティア体験学習、伝統文化・芸能の発表や楽器演奏、防災訓練への参画など
- 例4：放課後等における学習・体験活動
- 例5：多様な教育的ニーズのある子供たちへの学習支援
- 例6：外部人材等を活用した土曜日等における教育支援活動
- 例7：学校に対する多様な協力活動

■地域開放のための施設対応

- ・地域開放エリアの段階的セキュリティの構築
専用出入口を設けた常時開放エリア、時間開放エリア、限定開放エリア等状況に応じて地域利用
- ・地域連携活動や放課後活動に配慮した施設整備
単独利用を考慮したゾーニング計画、学校主動線との関連、職員室・事務室との連携
- ・地域交流を誘発させる魅力ある学校づくり
学校施設の多目的利用、地域コミュニティ施設との役割分担と連携における相乗効果